

午前10時1分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番 堀口武視君、16番 島原正嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第18号 例月現金出納検査結果報告から、日程第3、泉南監報告第1号 例月現金出納検査結果報告までの以上2件を一括議題といたします。

本2件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 藪野 勤君。

監査委員（藪野 勤君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成13年11月分、12月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2の第1項の規定に基づき、平成13年11月分は平成13年12月25日に、平成13年12月分は平成14年1月31日に井上監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計、収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、検査報告いたします。

議長（角谷英男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、議会選出の監査委員の藪野さんから問題がないという御報告があったんですが、どのような監査をこの間具体的にされたのか。書類だけではなかなか見えにくい部分もいっぱいあると思うんですが、その実施検査なども含めて、どのような監査をされたのか、ちょっ

ともう少し具体的にお述べいただきたいと思いません。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいま小山さんからの質問でございますけれども、ただいま報告申し上げましたとおりでございます。お手元に配付いたしておりますところの報告書をごらん願いたいと思います。

なお、申し添えますが、現金出納の検査につきましては、毎月の計算数、これを確認いたしますとともに、資金の運用状況等、財政収支の動態を主体といたしまして計算、数名によるところの把握を申し上げ、そして各種監査に對しましての効率的な執行に活用いたしております。

なお、監査には常に公正不偏の態度を保持しまして、最小の経費、最大の効果の原則に留意をいたしまして、法の規定の趣旨に添って検証いたしております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 余り具体的な御答弁がなかったのですが、市税収入状況調というのが書類で提出をされております。滞納額が大変多いということがずっと議論にもなっておりまして、これを見ましてもやっぱり滞納繰越分については前年に比べても3%というマイナスになっておる報告があります。滞納については行政も特別な体制を組んで徴収をしておるようでありまして、もともとの数字が大変低いわけでありまして、この上にまだなお前年に比べて数字的にもマイナスという、そういう評価が出ておることについては、監査の立場としても大変関心のあるところだと思うんですが、もう少し滞納の中身、実態について監査をする必要があるのではないかなど。

例えば、一方的に納める側の問題によって滞納しとる分もあるだろうし、また泉南市政に対して不満があって、市民の方は税金を納めるときにちゃんとそれが執行してほしいという願いの中で納税しとるわけですから、そういう市の不備なんかも通して、そういう解決をすれば納税するという、そういう大きいえば2つの問題があると思うんですが、そういう問題についてどの辺まで踏み込

んで監査をされましたのか、その辺に絞って御答弁をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの監査の状況説明をせよということでございますけれども、行政の効率の正否につきましては、これは監査の範疇を出ますので、先ほども申しましたとおり各種の証憑、またその処理された状況につきましては担当課と、その詳細なる資料を提供願ってそれらを論議はいたしております。そして、先ほども申しましたとおりに、その出納につきましては正しく執行されておるということでございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 出納については間違いのないという御答弁でしたが、出納ではなしに、今の滞納問題で行政に不満があって、そういう問題が納税、税金を納めてもらうお願いに行くときに当然言われると思うんで、そういう部分は行政が問題を解決すれば、やはりそれは当然納税されるという構造にあると思うんですが、そういう部分についてどこまで行政がそういうみずからの問題提起に対して解決を図り、その結果納税に至ったのかという問題とが、問題提起されておりながら全く回答せずに、それが滞納という結果になつたということになればこれは大きな問題ですから、その辺の実態をもう少し議会にもわかる説明をしていただきたいと。

例えば私がちょっと問題提起、市民の方から受けとるのが一つあるんですが、例えば納税通知書というのが市民の方に発行されております。これは、この納税通知書をもって金融機関にお支払いくださいというものなんですが、金融機関によってはその納税通知書だけでは納税ができない。わざわざまたその金融機関の書類を書かされて納税しないと納められないということで、こういう問題についてやはり改善をしてほしいと。

もし金融機関でそういうことが市の指導に従ってできないのであれば、納税通知書にそういう金融機関によっては別の書類が求められることがありますよということを書くべきではないかという問題提起を受けとるはずなんです。しかし、全くそのことに回答がないということで、その方は

納税を控えておるといように私聞いとるんですが、そういう問題なんかは簡単に回答できる話なんです。ね。

これは1つのほんの一例なんですが、やはり行政にその納税に当たっての問題提起を受けた場合には、速やかにそういうものは回答し、また議会の方にも市民の方にもこういう問題提起があって改善しましたよということをややはり公表していけば、もっと市民の納税に対する意欲、意識なんかも変わってくると思うんです。行政に物を言っても何も回答が返ってない。

例えば、泉南市のホームページを見ても、ほかの市なんかは市に何か意見をすれば必ず意見をした人に返すということをやってますけども、泉南市のホームページ1つ見ても、メールで意見を言っても全くその回答がないというのが実態ですが、往々にして泉南市の場合には、市民からの意見に対してどのような改善をし、そして回答をするという、そういうフィードバックが私はしてないように思うので、監査の方におかれましてはやはりそういう行政の説明責任、市民から問題提起を受けた場合には、単に個人だけに返すということも余りやってないと思うんですが、そういうことについては、もっと公に議会にも市民にもオープンにしていく中で市民との意見交換をすることが、私は大きくは滞納額が減っていくのではないかなという思いを持ってるので、ぜひそういう点に踏み込んで監査委員の方もやっていただきたいと思うんですが、その点についての決意というんか、やると言っていたらもうそれでいいんですが、その点についてだけお答えいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの質問に対しましては、報告外にわたってまいりまして、範囲が非常に広くなり、そして同時に行政の効果そのものについて、また市民の要求については、担当課の方にその徴税の方で処理されるわけでございますが、監査はあくまでも指導監査でございますが、本来の目的の中では、今申されるように慎重にすべきということは当然でございますけれども、そこまで踏み込んだ監査はいたしておりません。

議長（角谷英男君） 小山君、3回を超えています。小山君。

3番（小山広明君） いや、そういう答弁されたらちょっと終わるわけにいかないんで、やっぱり私言ったのは、当然の市民からの声ですから、そういう市民の声にきちっと対応し、こたえておるのかということ、当然監査としても滞納がこれだけあるわけですから、その原因についてはどうかということ、これは関心持っていただかないと、監査の任務をやっぱり果たしてないと思うので、それぐらいのことは、そのように意見についてはやっぱり検討していきたいというぐらいの返事できないと、今みたいにそういうことはできませんと言ったら、一体この滞納問題というのは大変大きな社会問題なり、議会での大きな議論になるわけですから、全くそれは改善されないということになるじゃないですか。

だから、そういうことはちゃんと今具体的に私示したわけですから、それぐらいは踏み込んで検討する、指導していきたいというぐらいの返事はなぜできないんですか。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの質問でございますが、先ほどからお答えしておりますように、監査の中ではいわゆる適正に執行されておるかどう、また執行の状況の中で事務事業そのものが目的に向かって執行されているかどうかということをややはり監査の対象といたしておりますが、行政の施策に対します問題については論議いたしません。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 監査御苦労さまでございます。2点にわたってお聞きをしてみたいと思いますが、1点は先ほどの質問者と若干重複するんですが、やはりこの12月度、一番最終ですね、これを見ましても滞繰分がやはり個人あるいは固定資産税、マイナスになっています。12年度決算も4億を超える不納欠損を出しておるわけですが、この13年度もそういう危惧ある対象についてはお調べをいただいておりますのか。15条、18条関係、分けて調査をして調べておられるのであればお示しをいただけたらと、こうい

うふうに思います。

それから、もう1つは、この4月からペイオフの問題が解禁が言われているわけですが、この関係で最近非常に金融庁がマニュアルを駆使して、過度ないわゆる立入調査によって引当金を上積みするような指導をしている。そのことが信用組合や信用金庫の破綻につながっている。54ほどいわゆる破綻の関係が出ています。泉南市がいわゆる現金預け入れをしている関係のところ、大手はそういう懸念はないというふうに思うんですが、例えば水道で近畿労働金庫みたいなものがあるわけですが、ここに2,000万入ってますね。その辺のところですね。ペイオフ解禁との兼ね合いでどうなのか、この辺もお示しをいただきたいなと、こういふふうに思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの徴税の率の問題につきまして、先ほどからも質問がございました。そのことにつきましては、十分その資料提供その他につきまして、今の状況がどのように運営されておるのかということにつきましては、十分な精査をいたしております。そして、それに対して今後に対してはどういう方針で臨まれるのかということまで協議は進めております。きょうの報告につきましては出納検査でございますので、踏み込まないつもりでおりますけれども、今のお尋ねのようにそのようには取り計らっております。

それから、ペイオフにつきましてももう早くから論議を重ねまして、今の状況の中で行政の財政の運用について支障を来さない程度にそれをどのように処理するのかということにつきましても、財政当局との話し合いを十分に進めております。今はまだ確定的な決定がいたされておませんが、ややもうそれに近い、先ほどからの質問者の申されるような状況の中でも、そのような中で、また郵便局の振替その他につきましても、これらを実行して、この行政に支障のないような取り計らいをするように検討はいたしております。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告2件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案のうち、議案第10号から議案第12号までの3件、並びに平成14年度各会計予算19件を除く他の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案のうち、議案第10号から議案第12号までの3件並びに平成14年度各会計予算19件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第4、議案第1号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市人権擁護委員の柘野 亀氏は、平成14年5月31日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたくお願いするものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示しのとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 本件に関し、御意見等ありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今回の場合には再推薦ということですので、この方のこれまでの活動状況など御説明をいただきたいということと、現在の泉南市の人権擁護委員の構成なども御説明をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） ただいま上程されました柘野氏につきましては、平成8年1月15日に泉南市人権擁護委員として就任をされました。人権擁護制度に関する法に基づきまして、人権擁護等につきましてはの市民からの相談等につきましては、月定例として1回委員会によりましての定例会議、並びにただいま申し上げました市民からの苦情相談等によりましての接見、人権擁護に関する法律に基づきます相談業務等をこなしているということでございます。

次に、泉南市の人権擁護委員ということで現在5名の人権擁護委員さんが就任されております。

以上です。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） もう少し5名の中身も、男女構成なんかも言っていただければいいと思うんですが、これは公募という、やっぱりこういうことに広く市民から公募をして、こういう行政関係の委員をお願いするという大きな流れには私はあると思うのですが、この5人の中でその公募制によって就任された方がおられるかどうかですね。

それから、今回の再任に当たっても、また今後のこういう問題の提起に当たっても、行政の側は公募というようなことは考えておられないのかということをお尋ねをしておきたいと思います。

それから、月1回の委員会と日常の市民からの苦情相談に接見をするということ、その内容ね。どのようなものが泉南市において人権問題としてこの人権擁護委員の方に提起されとるのかということも御説明にもう少し入っていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、人権擁護委員会の構成でございますが、現在、ただいま上程されました方を入れまして男性が2名、女性が3名でございます。

次に、人権擁護につきましては、人権擁護に関する法律第2条第1項により、「人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若しくはこれが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な措置を採るとともに、常に自由人権思想の普及の高揚に努める」と、こういう目的で人権擁護委員さんを選任しているということでございます。この法律に基づきまして市長において推薦し、議会の意見を求めるという形になっております。

人権擁護委員さんの目的等につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、具体的に申せということでございますので、簡単に申し上げます。

定例人権相談、これが先ほど申し上げたとおりでございます。憲法週間、人権週間における特定の人権相談。また、自宅における人権相談等を通じて相談者の自律的解決に援助を与えるとともに、人権侵害事件等の調査、情報の収集及び法務局への報告、協議、当事者への啓発、また市民への啓発、説得等、問題解決のために取り組んでおります。

第2に、岸和田人権擁護委員協議会や大阪人権擁護委員連合会、法務局等の所管する各種の人権擁護活動に委員としても参画しております。また、本市における人権啓発、人権活動について、泉南市人権啓発推進協議会の相談役としても諸活動に邁進しているということでございます。

ちなみに、本市の相談受け付けでございますが、10年から申し上げます。10年については10件、11年については13件、12年については10件、13年度につきましては13件でございます。これは14年の1月末現在の相談受け付け件数でございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公募云々のお話もございましたけれども、これは総務省から推薦依頼を受けておりまして、私どもでは公募制はなくて、今までの活動実績とか、それから御本人の経歴等を踏まえまして推薦を申し上げているところでございます。今後もそういう形でやりたいと思っております。

ます。

議長（角谷英男君） 小山君。3回目です。

3番（小山広明君） 3回に限定されとるんで、件数だけ言われてもわからない、傾向がね。どうい問題が今惹起しとるのかということをお我々は知りたいわけですから、そういう点ではやはりもう少し中身の特徴的なところを10件とか13件の報告をいただきたい。

それから、公募制をとってるんだからそのようにやっていきたいと あ、そうか、公募制をとらないということですか。しかし、適当な人といったって、行政から見て適当な人というよりも、この人権の問題というのは、至って行政は権力を持つとるわけですね。そういう点では、行政との関係性が市民にとってすごく大きいんですよ。

一般市民から、市民同士の人権侵害ももちろんあるでしょうけども、行政といういわゆる権力を持つとるところに対して、市民がやっぱり人権抑圧を受けたということが例としては歴史的にもあると思うので、行政が適当と思った人をこういう人権擁護委員に推薦してくるといのは、今の時代の流れからいえば、もう少し意欲のある、また人権侵害をされたような経験を持つ方とか、そういう立場にある方なんかから公募、意欲ある人が応募していただいて、そこから人権擁護委員をつかっていくというのが僕は大きな流れだと思うんですよ。

その点では市長、やはり人権を中心に掲げておられる市長としては、やはり従来のこういう行政が推薦をして議会が意見を言うというパターンではなしに、やはり大きな流れとしては、公募制というのは流れとしてはあることも市長御存じだと思うので、もう少しそういうことにも柔軟な対応をしてもらいたい。5人もおるわけですから、じゃ公募制を2名入れましようとかね、そういう流れにしていきたいと切に思います。

それから、先ほど言った内容についても、できればきちっと特徴的なことは言っていて、それで終わるときにたいと思うんですが、再び質問せんでいいようにきちっと答弁いただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） ただいま申しました人権擁護委員法第6条第3項によりまして、人権擁護委員の推薦の基準と考えという形で明記されております。その中には、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」という形で明確に人権擁護委員法第6条第3項に規定をされております。

また、人権擁護に係る推薦組織についてということで、人権擁護委員法第6条第3項により、市長が議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと、このような文面になっておりますので、法に基づきまして今回も申し上げたとおりでございます。

議長（角谷英男君） 北島課長。

人権推進部人権啓発課長（北島治男君） 失礼いたします。議員御質問の相談内容の件でございますけれども、プライバシーにかかわりますので大きな内容だけということでお許しいただきたいと思っておりますけれども、特に家庭内の問題でありますとか、それから現在ですと就職にかかわる問題でありますとか、そのような問題が特にことしは多いように感じております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

島原君。

16番（島原正嗣君） 一般論的な問題で若干お聞きしたいと思うんですが、本市にもたくさんの行政委員の方々、例えば民生委員とか、交通指導員とかいろいろたくさんの御苦労なさってる方がいらっしゃるんですけども、今提案をなされております人権擁護委員のこの任期は、条例か何か見ればわかると思うんですが、大体何年の期でかわっていただいているのか。あるいは、5人の方がいらっしゃるんですけども、最初推薦ですか、決まればもうずっと未来永劫的にこういう役職

をお願いしてるのかどうか。今後のあり方について御答弁をいただきたい。

それと、今大浦部長が御答弁いただいたんですが、私の聞き間違いかもわかりませんが、いろんな法律解釈を今説明いただいたんですけども、議会の意見を聞いてというようなことをちょっと表明されたと思うんです。この議会の意見というのは、こういう場においていろいろ議会の意見を聞くということなのか、人選前に議会の意見を聞くということなのか。恐らく今のような議会での提案をして、意見を聞くと、こういうことではないかと思うんですが、事前と事後の取り扱いについてどうなのか、御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人権擁護委員の任期については、1期3年ということでございます。それで、これは総務省が任命いたしますので、そこに1つの考え方が示されているわけございまして、新任の委員候補については65歳以下の人、それから再任の委員候補については75歳未満の人というような形、これは一定の考え方が示されております。ですから、そういう形でこれからも意見を求めていきたいというふうに思います。

それから、意見を求めるについてというのは、こういう機会と、こういうことでございますので。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） こういう方法で、検察審査会の委員の場合はこういうやり方 あれは抽せん方式みたいになってるんですけども、それはそれなりの検察審査会の委員になれば研修もあるようですけども、本市の求めるこの委員ですね、これは何か問題あれば、今御答弁がありましたように5名の委員の方に集まっていたら検討すると、協議するという事になっておるんですけども、これからの時代は、例えば人権擁護委員会であれ、あるいは民生委員会であれ、市の民生委員という立場にあれば、これどんなんですかね、年1回ぐらいの実際こういう法的な解釈をしたり、生活保護等についても随分と30年や40年前とは違った生活環境になってると思うんですが、そういう研修は、実際委員に選考されてからのそう

いう人たちの研修をきちっとしないと、ただそのときに極端に個人の判断、一人一人の個々の判断というわけにはいかんでしょ。だから、法治国家ですから法律に基づいた、新しい法律もできてるわけですから、そういうことの助言なり指導は市としてどのように今までなされてきたのか、また今後もどうするのか、お答えをいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 北島人権啓発課長。

人権推進部人権啓発課長（北島治男君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますけれども、人権擁護委員になられた方々の研修につきましては、法務局の方でも当然されております。それから、各部会に分かれての研修会も行われております。それから、本市におきましても人権啓発推進協議会の相談役ということで、2カ月に一度、人権にかかわるいろいろな研修会の方にも御参加いただいております。

それから、現在いろいろな形で5名の方、各分野で活躍をされてる方々でございますので、それぞれの専門、民生委員の方もいらっしゃいますし、ボランティア活動をされている方もいらっしゃいますし、婦人会活動等されてる方もいらっしゃいます。教育関係の方もいらっしゃいますので、それぞれの専門性を相互に連携をしていただきながら課題解決に当たっていただいているという現状でございます。

それから、今後の研修のあり方でございますけれども、本年、13年度中に人権擁護推進審議会の方から人権擁護委員制度の改革についてという追加答申が出ております。その中でも研修のより一層の充実、人権擁護委員制度のより一層の充実ということも述べられております。それに基づきまして本市の方でも人権啓発課の方が事務局となりまして、人権擁護委員さんに係る研修についてもより一層充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する御意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第5、議案第2号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市人権擁護委員の古谷美枝子氏は、平成14年5月31日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく願います。

なお、同氏の経歴につきましては議案書7ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 本件に関し、御意見等ありませんか。御意見等なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第6、議案第3号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第3号、市道路線の認定について、その概要を御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、新家駅南住宅内線ほか18路線の認定について議会の議決を求めるものでございます。

市道認定につきましては、都市計画法第40条の規定により新たに公共施設として本市に帰属をされた道路を道路法の適用を受ける道路として管理していく必要があるため、新規認定を行うものでございます。

今回の認定路線につきましては19路線、総延長2,611メートルでございます。路線名等の詳細は議案書の9ページから11ページに、その位置は13ページから37ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 今、道路認定の御説明をいただいたんですが、この認定によって交付税の計算する根拠にも1つなると思うんで、その辺の絡みと、それからもう当然これに対しては維持管理も市がやっていかないといけないと思うんで、その辺の収支といったらどうなんですか、入ってくるものと必要なものというのはどのように見ていらっしゃるのか。当然、交付税算入の場合の経費というものと、実際の経費負担というものには差額があると思うんで、その辺はどのように考えていらっしゃるのか。

それから、この中には私も少し相談を受けとるんですが、泉南高校の上に2つ池があって、上の方の池の右側の団地で大変今道路が大きく陥没というほどでもないんですが、大きく沈んでおるところがあって、それを相談受けて市の方に言ったら、まだこれは移管を受けてないということで措置ができないということで、いまだに、二、三日

前もあそこを通ったんですが、まだへっこんだままで、暗いときだったらお年寄りがこけるというような状態がそういう形で放置されとるんですが、こういう開発絡みの市道については、当然完成すれば市民としては市に引き取ってもらったものだと思うんですが、実際にはそういういろんな経過があって、引き取ってない部分があると思うんで、そういう部分の手続関係が残っておるのがあれば、そのほかにもちょっと御説明いただきたいと思います。

それから、今回こうしてたくさん出てきたんですが、今後こういうような市道認定のスキームとかやり方については、1つのルールをつくっていく必要があると思うんで、というのは完成すれば速やかに市が認定するという業務をする必要があると思うんで、その辺の決まりがあるのであれば御説明をいただきたい。

それから、こういう道路というのは、陥没したということも見たんですが、道路構造がどこまでの程度の条件に耐えられるのかというのは完成してしまっただけからはわからないんで、その設計段階の中で道路構造に一定の指導もしていらっしゃると思うんですが、そういう点の道路構造の確認ですね。それから、もししてない場合には開発者にいつまでさかのぼって修理をさせるのかという、そういう点も含めて御答弁をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 石橋財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（石橋康幸君） そしたら私の方から、交付税の関係について御説明させていただきます。

まず、議員も御承知と思うんですけども、交付税につきましては基準財政需要額、そして税等をベースとします収入額、その需要額と収入額を比較いたしまして、需要額に不足があった場合、当然交付税という形で交付されてきます。

その中で、今回のこの議案になっております道路認定でございますけれども、これにつきましては需要額の算定の1つのベース、基本となっております。その中で、道路につきましては面積、道路延長に基づいて需要額が算定されるということでございます。

それで、ちなみに平成13年の需要額でございますけども、道路面積は1,000平方メートル当たり12万2,000円でございます。そして、延長は1キロメートル当たり66万円でございます。そして、今回この議決をいただきまして、この道路台帳等の整備を行った中で交付税の中でカウントしていくと、需要額に計算していくということでございます。

ちなみに、2,611メートルがふえるということであれば、1キロメートル当たり66万円でございますので、それが2.6キロという形での基準財政需要額の方に反映されるということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君）

引き取った後の維持管理の経費、それから歳入の面でお答えをいたします。

まず、引き取った直後というのは非常に新しいもので、費用的には経費はかかりません。時間がたつにつれて経過によっていろいろと劣化もしてくるということで経費はかかります。ただ、その入と出の差はどうかというのは、時間によるもので今言えるものではないと思っております。

それから、引き取りですけれども、まだ引き取ってない部分があるということでございます。引き取るには条件がございまして、市が引き取る場合は、抵当物件とかすべて困難な部分がなくなった部分から引き取っていきます。それで、引き取りのついてない、まだとっていない部分につきましては、できれば表面管理だけを市民生活の維持のために進めていきたいと思っております。

それから、構造の確認ということですが、これは道路法ですか、それによってすべてされているものと思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 道路の構造とかについては、当然開発行為によって市に帰属される公共施設でございますので、諸法令、また泉南市の開発指導要綱の基準に沿った形の構造に工作物を策定するように指導いたしております。完了検

査につきましては、これは大阪府の権限でございますので、府の職員が完了検査を行います。そのときには市も当然引き取った後は完了していくわけでございますので、同道いたして点検をいたしておるところでございます。

それから、都市計画法上は先ほど蜷川助役が御説明申し上げましたように、完了検査の翌日市に帰属するわけでございますけども、登記を行うとか、他の法令のきちとした泉南市の所有物件になるというのは若干おくれる場合がございますので、これについては期間があいてしまうと、また今度、地下に工作物を作成するとか下水道事業をやるとかというような形になると、所有権が移らない場合にはいろいろ諸問題も出てきますので、できるだけ都計法上の帰属が成立すればいろいろ手続も速やかに行って、泉南市の所有物にしていきたいというふうに思っております。議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 一方で入ってくる方は1,000平米で12万2,000円というふうに出ておるわけですから、1つの考え方を示してどれだけ必要かというのも、それはすぐは修理要らないんでしょうけども、この道路を維持管理していくにはこれくらい要するというは出してもらわないと、収入はこれだけあっても、実際たくさん要るんであれば実際の需要額は要るわけですからね。

この収入と需要額の差を交付税ということで補てんをしようということからいえば、この数字をきっちりして、やっぱり財政需要額の計算が現実と合わないのであれば、それは改善をしていかないと地方自治体の財政は逼迫していくわけですからね。この辺の数字は、ちゃんと毎日維持管理をしようとする方が道路は大体年間これくらいの維持管理がこの分には要るよということは示してもらわないと、ちょっと判断ができないということで、これは示してくださいよ。これは予算書なり決算書に出るわけですから、1つの目安としては出るはずなんで、これはちょっと示してもらいたい。

私は、これかなり需要額計算よりは実際よく要るとるんじゃないかなというように思っておりますので、これはやはり市長も市長会あたり等で需要額については市民生活に直結した問題ですから、

きちっとやっぱり国の方に是正をさしていくということをやっけていかないと私はだめだと思うんですね。

それから、この翌日には引き取るということですから、引き取らないのは市の方の責任ですので、市民が毎日道路を使ってるところが何か傷んで市道だと思って言ってきたら、いやこれはまだ引き取ってないんですよというのを言われるケースがあると思うんですが、それは全く市民から見ればおかしいんでね。法律に基づいてあなた方は執行しとるわけですから、法律的には翌日から引き取るようになっていっても、ほかの絡みでできないということは、そこを整備していかないと、やっぱり最終的には市民に迷惑かかるわけですので、その辺はだれがやってもきちっとそういうようにできるように、現在できないのであれば、こういう問題があってできないので、議会なんかも協力いただきたいとか、そういうちょっと実態を示していただいてやっていかないと、最終的に私たちが市民からそういう苦情なんか聞いても、なかなかそれが実現していかなくて、市民の行政に対する不信にもなるんで、その辺はもう少しぴちっとやっていただきたいと思うんですが、今できておられないのであれば、いつまでにこの辺の整備をするということもきちっとお答えをしておいていただきたいと思います。

今、ずっと示しておりますこの認定の問題で、府が検査をするということで、市も一緒に行くとということではありますが、どの程度構造に対してのチェックがされておるのか、ちょっと今の説明では明らかになってこないんで、やはり毎日使う道路でありますから、もう少し後々そういう維持管理が不当に市が負わなくていいようにはちゃんとしておいてもらいたいと思うんで、もう少し府の検査に立ち会う泉南市の対応としては、一体具体的にはどういう対応を構造の面も含めてされておるのか。当然、うまくいかない場合もあるわけですから、その場合の担保というんか、責任を開発業者にいつまでにそういうものを負担させるようにもしておかないといけないと思うんで、その辺最後に御答弁をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君）
道路の維持管理費ということでございますけれども、泉南市内に市道認定されている道路は約171キロございます。そして、毎年度の予算としてざっと1億5,000万前後ということでございます。

それから、できるだけ速やかな引き取りということでございますけれども、それについては完了検査が終わり、速やかに引き取るのが当然でございますけれども、チェックした時点で手直しとかそういう部分も見つかりますので、そういうものがすべて終わった時点で完了報告を受けて引き取りということになります。

それから、遅くなっている理由としては、登記関係書類とか工事関係の図面等書類が出ていない場合は、その書類の不備がきちんと整理されてからの引き取りということで時間がかかりかかる場合もございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） ちょっとお聞きいたしますが.....

〔小山広明君「何ですもん。何の発言ですもん、私が質疑してるのに。何も無いのに議長と云うて当てるのはおかしいですよ、私が聞いてるのに」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） いやいや、だからまだ言おうとしてるんでしょう。

〔小山広明君「そら、議事進行なら議事進行と.....」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） だから、議長と云うから指名をして、これから巴里議員が議事進行か何か言おうとしてる先に言われた。議事進行ですか。

22番（巴里英一君） 運営ですね。

議長（角谷英男君） はい。

22番（巴里英一君） 今質問されてる議員は、当該委員長だというふうに思います。こういった中で質問される前に委員長として把握したいということであれば、その議案について関係職員を呼んで自室なり控え室で聴取するということの方が円滑に進行するのではないかということの運営のあり方をひとつ議長としては記憶願いたいと思

ます。

〔小山広明君「議長、それはおかしいですよ。

議長」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 十分注意しながらやっていきたいというふうに思います。小山君、何ですか。

3番（小山広明君） いや、今の議事運営で何か手を挙げられて意見を言っておられますが、そんな理由にならないでしょう。私が委員長だからって、私今質疑しとるわけですから、それはどういう関係があるわけですか。当然、議会前にそら委員会ありますよ。そら説明を聞きますよ。だからというて、本会議場で議案が正式に提案されて、そこで質疑するということが、何で委員長であることが制約されないかんわけですか。それはおかしいです、そんなことで議事運営されたら。

議長（角谷英男君） 議事運営ですから、意見としてはお聞きしました。それだけです。それは、今後私が議長として注意をしてやっていきたいと、そのように考えております。小山君、どうぞ。もう2回過ぎてますから。

〔小山広明君「答弁中じゃないですか、まだ1人しか答弁してない」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） いや、答弁は終わったでしょう。

〔小山広明君「そんなことないですよ。答弁終わった」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 終わってるから言うてるんでしょう。そう認識しています。もう3回目ですから。小山君。

3番（小山広明君） 今答弁をいただいたんですが、171キ口で1億5,000万円だと。そのことが先ほど言った財政需要額の収入の計算との関係でどうかということをおちゃんと説明いただかないと、そのことを私は議論しとるわけですから。そして、なぜそういうことを聞くかといえば、収入は必要な経費を賄ってないんじゃないかということの問題意識で聞いとるわけですからね。

単に大きな道路も全部入れてグロスで1億5,000万だからということでは説明になってないと思うんで、我々は質疑を制約されとるわけなんです。十分できないわけですよ。だから、答弁というのはきちっとするように、議長におかれても

答弁内容を聞いてやっぱりちゃんと整理してもらわんと、議場の中からももう2回や3回やという話が出るわけですからね。必要なのは、十分に議論がそこで尽くされるということが議会本来の意味やからね、やっぱりちゃんと議長も整理をいただきたいと思います。

それと、先ほど言ったように、私は大阪府と一緒にいって見とるといっても、どこまで具体的にやとるんですかということをお聞きしとるわけですからね、このことの答弁はないわけですよ。だから、ちゃんと私は制約の中で質問しとるわけですから、もう少しやっぱり我々の立場を理解していただいて、ちゃんとした答弁してくださいよ。私も何回もやるというふうなつもり全然ないわけですからね。それは議長も議事進行しておわかりだと思いますが、行政の側の答弁も至って不十分だと思いますよ。そこはちゃんとやっていただきたいと思いますね。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君） 道路のチェックの基準ということでございますけれども、工事施工途中で職員が出向いて、その工事の写真を撮って、それで確認しております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

巴里君。

〔小山広明君「ちゃんと言ってくださいよ。議長、さっき収入と支出の問題言ったでしょう。だめでしょう、そんな運営されたら。僕はそれをわざわざ言っとるんだから」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） お静かに願います。巴里君を指名しました。

〔小山広明君「議事運営」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 私はわざわざ言っとる。1億5,000万ではわからないでしょうと。全体のことを言っただけじゃないですか。だから、初めに具体的に言ったように、1,000平米当たり12万2,000円と示したわけです。それに対して実際の維持管理はどんだけですかと。説明してくださいと言っとるのに、それ何も説明せん次に行ったら質疑にならないじゃないですか。ちゃん

とさせていただきますよ、そんなもの。

議長（角谷英男君） 質疑の時間、回数については本来会議規則であれば2回ということになっておりますが、配慮してふやしております。その範囲内でやっていただかなければいけないということで終わったわけでありまして。巴里君。

2番（巴里英一君） 議長は55条あるいは56条、57条において議会運営の責任を負ってるわけですから、そういった処置は当然議長の裁量権の中にあるんであって、それを越えてやるということは議員としても余り好ましくないんじゃないかと私は思いますよ。これ意見ですが、こんな意見あきませんけど。

実は議案が19件出されてるんですが、この中で入り口があって出口が 出入り口が1個になって、抜け道というんですか、そのままずっと抜いていくというのが12件、行きどまり、接道がないというんですね。

これは以前、私、市道認定するときに向こうどうですかと言ったときに、いや接道がないんで、それはちょっと難しいですということで否定された覚えがあるんです。それだったらだめなんだなと。片方に入りがあれば、出口も向こうにどこかに結びついてない限りだめなんだという理解をしとったんです。ずうっとこの間、図が出てきてるのは、向こうの接道がなかったって認定をしてきてるということになってるんで、その点はどんなのかなということと、そして建築確認おとりたときに幅員が4.9メートル以上とらなきゃならないという部分と、この中に18の市場長慶寺砂川線支線で4.45メートルが115メートル、4.9メートル内で施工されたのが建築確認でおりてるんだらうとは思いますが、こういった前の道路の問題も含めて若干どうなのかなということですよ。

そして、もう1点は、道路延長ですね。道路延長が10メートルでも市道としていわゆる建築確認受けた道路であればするんだと、あるいは20メートルでも市としては市道認定の条件かなえてれば別にそれはいいんだということなのかの確認。

3点ですね。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。
都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君）

道路の抜け道がないということですけども、その部分につきましても入って行って、奥の方で回転する場所があれば可能です。

それと、道路認定基準がございまして、幅員が4メートル以上ということになっております。ただ、それと延長の件なんですけれども、開発で余り短い10メートルというのは考えにくいかなと思います。開発とか、それに伴う認定のことなんですけれども、距離的には正確なものはちょっと僕もわかりにくいんですが、市道として皆さん方が生活道路として使えるような状態のものであれば認定をしていきたいと思っております。その延長も含めて、短い長い、余り大きな差がない形で認定していきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 巴里君。

2番（巴里英一君） 回転があれば 回転というんですか、バックしてできる場所を確保していれば、それは認定の条件としてはいいんだということ、これはわかりました。延長が最低何ぼ以上なかったらだめだというのはどこに書いてあるのかなと思ったら、なかなか書いてるところがないんで、市道認定する場合。我々資料として持ち合わせてませんので、10メートルは無理、5メートルは無理ということ、それはだれが考えても5メートルぐらいはならない。少なくとも最低何十メートルとかいうふうにあると思うんですが、市道認定する場合ね。それが明確に出てると思うんですが、その点はわからないのかどうか。

もう1つ、これ問題なんですけど、いわゆる4.45メートルというのは最低条件だということになりますけども、余り都市計画の中にミニ開発としては芳しい道路形態では僕はないんじゃないかと。それを市道認定していくということは、ミニ開発を容認していくんだということで、住環境の整備の中では決していい道路の形にはならない、市道の形にはならないと。それでも道路移管されると、市がそれを整備していかなきゃならないということがかかってきますから、そういった面ではいかがかなというふうにも思うんですが、そういった点はやむを得ないんだということなのか。それともそれはきちっと法的にはできるんだということなのかということですよ。

市の開発要綱にはそのメーター数は余り書いてないと思うんですが、4.9ということで最小限それは要るということで書いてますから、皆さんミニ開発しても、10軒、20軒建ててるとも全部それ以上の幅員はとってると思うんですが、4.25メーターというのは余り僕は聞かないんですが、そういう点はいかがなんでしょうかね。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 2点についてお答えをさせていただきます。

まず、道路認定に当たって延長の基準があるのかどうかという御質問でございますが、例えば10メーターしかないから市道認定は行わないんだとか、何メーター以上とかいう基準は設けておりません。当然、開発行為によって道路の延長というのはいろいろ長短あるわけでございますので、道路基準に合った形での道路引き取り及び認定を行っていきたいということでございます。

それと、11ページの第18の市場長慶寺砂川線の支線の道路認定に当たりまして、幅員が4.45メーターから4.9メーターということになってございますが、この部分につきましては現道がございまして、現道の拡幅を一部行ったわけがございまして、これセットバックの関係で、4メーターあるわけがございまして、一方側が45センチバックするという形になってございまして、将来的には4.9メーターの道路にいたしたいということでございます。片側だけがセットバックの形になってございまして、その点御了承いただきたいということをお願いいたします。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 今の部長の説明はわかるんですけども、建築確認をおろすときにセットバックだということであれば、今の泉南市の都市計画道路もなんですが、5メーター後退という問題もありますけども、それであれば、その条件を住まれてる方が了解したら、そういう形でもこの道路でも認定できるんだということの理解でいいんですね。

もう1つは、僕は気になったのは、先ほど言ったので大体ええかなと思ったのは、公共下水の取り込みといいますが、ジョイントするためにな

り入っていくと、それ全部ジョイントするのに市道でなかったら引けないという問題が片一方では出てくるという、そういう条件だというふうに理解したんですが、それはそういう意味、理解でいいんですね、公共下水道の関係との。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 申しわけありません。先ほど4.45メーターのことでセットバックと申し上げました。これは水路がございまして、水路のふたがけによって有効幅員ができるということで4.45メーターの道路認定は4.45メーターということでございます。おわびして訂正いたします。

それから、認定に当たってのいわゆる延長はないんだというお話をさせていただいたわけがございまして、当然いわゆる地下の工作物をする場合には、市道の場合は当然道路交通法の所管も受けまして、警察協議とか要るわけがございまして、かなり市の帰属した道路に接しているんな形態の生活道路とかございまして、そこに地下の埋設物をするという場合、かなりいろいろんな手順を踏まなければいけないということがございます。

それらも整理しなければいけないわけがございまして、そのために市道に認定するというようなことは現在はやっておられないわけがございまして、生活道路としての維持管理は、当然施設管理課の方ではやっていかなければならないというふうに思っておりますのでございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

和気議員の質問の前に、先ほどもありましたが理事者に申し上げたいと思います。各議員の質疑に対しては、問われていることをよく把握をいただいて、混乱のないように的確にお答えを願いたい、そのように思います。

以上です。

19番（和気 豊君） 先ほどからの質問者と答弁者のやりとりを聞いておりました、そのことを踏まえて質問をしてみたいと思います。

先ほど市道認定については、関係諸法令やとりわけ泉南市の業者指導の基準であります開発指導要綱ののっとなって、いろいろそこうたわわれている制約、条件を具備した上で市道認定をしている

んだと、こういうふうにおっしゃいました。

そのことを踏んまえて聞いてまいりたいと思うんですが、例えば街路灯や防犯灯その他の道路表示なんかが必要な、標識は公安委員会、大阪府が設置するわけですけど、市で設置しなければならない、そういうふうないろいろなまちづくりにかかわる施設といえますか、そういうものについては、これは開発地内については業者の負担でやらしていくと。そういうものが十分整ったから当然引き取ると、こういうことになっているというふうに思うんですが、その辺ですね。

例えば、引き取ったけれども今もってそういうものが、引き取りの際に先ほど言われました、確認されました条件が具備されていない。しかし、引き取っている。そして、当然引き取りの際には具備していなければならない施設がまだ設置されていないと、こういうところはないのかどうか。その辺少しお伺いしたいなというふうに思うんです。

まちづくりを進めていく上で、やはり当然業者の責に帰すべきものは業者にやらしていくと。市がいたずらに負担すべきではないというふうに思います。だからこそ開発指導要綱もあるわけですからね。その辺はどうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。
都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君）
引き取りに際しては、条件というんですか、それがあまして、防犯灯等はつけられております。しかし、ついてないところもございますので、その部分については、業者からの負担金をまず納入していただいて、その負担金によって市の方で施工しております。

以上です。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 先ほど巴里議員からお示しのありました市場長慶寺砂川線支線ですね。これについては4.45と。私もこれだけが最少幅員が他のところに比べて少ないということで奇異に思いました。しかし、答弁いただきましたので納得をしましたがけれども、これはセットバックではないんですね。水路敷、ここにふたをして、実質上道路として供用されているということで實際上

4.9、これは満たしてると、こういうことなんですね。

それで、接道道路の基準というのがあるんですが、公道に面する接道の部分ですね。これは0.3平方キロメートル未満、3,000平米ですね。約1,000坪弱ですが、それについては4.0メートル以上 未満はね。それから、これを超えて1平方キロまで、3,000坪までは5.0というふうになってるんですが、この中でこの0.3から1.0と、いわゆる公道に接道する部分が5メートル以上なければならないと、こういうのはどれがあるんでしょうか。全部4メートル以上ということでもいいんでしょうか。その辺もあわせてお聞かせをいただきたいと。

それから、ちょっと私、具体によけありますから全部は見てこれなかったんですが、例えば2番目の砂川線がありますね。これは9本のこの開発地内に電柱が立ってるんですが、そのうち7基防犯灯がついていると。それから、市場山手台線ですね。これは9本あるんですが、9本すべて防犯灯がついてる。一方、市場長慶寺砂川線支線ですね。これは5本あるんですが、5本ともまだついていない。それから、既に昨年の9月議会で論議になりました市場西線ですね。全長、開発地内だけで330メートル。それから、業者に負担さして通り抜けにするために130メートル新たな道を延長さしたと。全部で440メートルになるんですが、ここには7本電柱あるんですが、もう既に住宅もかなり張りついています。半分近く張りついているんですが、ここには地内には1本もついてないんですね。地内で電柱が5本ありますが、1本もついていない。

そして、そこを外れたところ、出口のところの上から、山の方からいきますと7本目にやっと1本ついているというふうな状態なんですよ。これ、通り抜けの道ですからね、いわゆる通称小栗街道が混雑するためにあの道をよく利用される。通り抜ける道になってるんですね。既に住宅も10軒以上張りついていると。先の開発と後の開発がありますから、両方合わせますと10軒以上張りついていると。

当然、防犯灯が設置されていいというふうに思

うんですが、開発地内には一切ついていないということで、先ほど小山さんからルールの問題が言われました。一体それを見る限りルールがどうなっているのか。

ちなみに、その市場西線とこの市場長慶寺砂川線の支線ですね、これはちゃんと後日市が設置をするということで負担金の納入はあるのかどうか。一体どのぐらいの負担金 全ての電柱についてるところもありますから、全ての電柱についているような開発地も先ほど御紹介申し上げましたようにあるわけですから、一体、今私、電柱の本数も申し上げました。どの程度の負担金を取っているのか。その負担金の名目は開発者協力寄附金の中に組み込まれているのか、別途ちょうだいをしているのか、その辺も明らかにしていただきたい、こういうように思います。

議長（角谷英男君） 市道都市計画課長。

都市整備部都市計画課長（市道登美雄君） 私の方から、ただいま御質問のありました開発に伴います接続道路、その件についてお答えいたします。

先ほど和気議員さんの方からの御指摘、お披露目のありました3,000平米未満の開発に関しましては、その開発地内に接続する道路、その幅員が4メートル以上、先ほどおっしゃられたとおりでございます、3,000平米を超して1ヘクタール 1万平米でございますけれども、それまでは5メートル以上と。それから、1ヘクから10ヘクまでが7メートル以上というふうに規定がございまして、開発されておる分についてはそれらを守っていただいているということでございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「議長、守ってるかどうかを聞いてないんです。面積の関係で明らかにしてほしい。だから面積規定で接道幅員決まるわけやからね」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 質問をよく聞いて、先ほど言ったように。市道都市計画課長。

都市整備部都市計画課長（市道登美雄君） ただいまの開発の関係でございますけれども、今申し上げましたとおりの開発規模ですね、それらについてはこの開発指導要綱に規定されております部分を守っておるわけでございますから、その面積

というんですか、その開発面積の分についてはそういうことになってございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君） 防犯灯につきましては、ついているところ、ついていないところいろいろおっしゃられて、今すべての道路につけられるような形には持っていきたいと思っておりますけれども、それから、負担金で取っているところ、開発者負担金ではございません。それと別に協力金というような形で予算化をしております。

それから、防犯灯については地元の方々からの要望なりお聞きいたしまして、私どもの課の方から職員が見に行き、それで確認した上でその照度が不足ないとかいうところについてはつけております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 議事進行上、抜けている点について。私、極めて現状は十分条件を具備して引き取るという前提があるにもかかわらず、質問していきますと、やっぱり分担金で取るとか、協力金で取るとかというのが出てきて、今もって必要だろうと思われる市場西線なんかにはほとんど ほとんどと言って全く開発地内にはゼロなんです。公園に1つ、園庭灯がついてるだけなんです。

その辺の一貫性がない点について、どういうふうにされるのか。今後のあり方について基本的にお示しをいただきたい。こういうことを最後に聞いているわけですから、ちょっと抜けんようにお答えをいただきたいなというふうに思うんですよ。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 道路以外の開発行為に伴いまして引き取る公共施設の関連でございますけれども、防犯灯などは工事の完了検査のときには当然設置をされていないわけでございます、入居を見計らいながらと申しますか、入居というか建物が建って行って、必要の 余り最初からつけるともつたいない話でございますから、電気代の要ることでございますので、入居の都度、必

要性に依じてつけてるわけでございます。関電柱なんかにつける場合は、これは当然関電に委託を行ってつけるわけでございますんで、その時期については泉南市の施設の判断でやっております。それから、費用については、これは当然開発区域内の公共施設でございますんで、開発者に負担をさせるということでございます。

それと、負担をさせるということでございまして、それは開発を行うに当たっての事前協議の段階で、どこに何基必要かと、そういう図示をして協議を行った上で、それに基づいて設置をしているということでございまして、費用は開発者に負担をさせておるといのが現状でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 最後にします。

私は、具体的な事例を市場西線で挙げているわけですよ。それで、一部開発地内310メートルを通り、そしてあと130メートルは開発地外ですが、通り抜け道路としていわゆる混雑解消のために一定誘導道路にもなってるわけですね。そういうところに、そしてなおかつもう既に半分近くが張りついているという現状に照らして、やはりつけるべきではないかというふうに申し上げているわけで、そういう点、やっぱり速やかにつけてもいわゆる電気がつかないように、電力を送らないように、電流が流れないようにしといたらええわけですよ。そして、一定必要なところには点灯すると。

こういふことで、当然その辺、やっぱりあれだけ問題にした、9月議会でね。あれからもう6カ月たっているわけですから、当然よく状況も見ていただいて、その辺はやっぱり住民の環境保全と防犯上問題ない、瑕疵ないような状況というのをつくられると、こういうことが必要ではないかというふうに思います。市場西線、現状を見て、必要確認の上、速やかにおつけになると、こういうことになりますか。どうですか。基準をつくるということとあわせてお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 先年の9月議会に御承認賜りました市場西線、この道路にかかわります防犯施設については、現地調査の結果を踏ま

えまして、現地調査を行いまして、開発者との協議どおりの施設の設置を協議していきたいというふうに思っております。指示いたします。

議長（角谷英男君） ほかに。 上山君。

10番（上山 忠君） ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、桜ヶ丘住宅から幡代においていくところの今開発地域や住宅地がありますけども、コミバスの運行経路の関係で、あそこが市道認定されてないがゆえに桜ヶ丘住宅にコミバスが入れないというふうな答弁がございましたけども、あそこはもうかなりの時期がたってると思うんですけども、なぜ市道認定ができてないのか。コミバスとの関係で1年後に見直すというふうな答弁がありましたんですけども、あそこが市道認定されない以上は、桜ヶ丘住宅にコミバスが入っていけないということになるわけなんで、その辺のところはどういうふうな経過をたどってまだ市道認定できてないのかということ。お願いします。議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） ちょうど阪南市との市域界に沿ってございます桜ヶ丘住宅のメイン道路と申しますか、この部分につきましては、相当、昭和40年代の後半の開発ではなかったかという記憶がございまして。当時、かなりいわゆる旧住造法の開発による公共施設の移管というのがなおざりになった部分がございまして、あの道路部分はたしか個人所有地に現在もなっておるのではないかなというふうに思っております。

再三所有者と市に帰属するようにという話をしておるわけでございますけども、現在は登記上は市の所有物にはなっておらないということございまして、いろいろ建築に当たっての水道管を引くとか、その他もろもろの支障もございましてですけども、現在生活道路として表面的な管理は泉南市が行い、費用負担も阪南市に請求をしたこともございます。

それと、できるだけ早く法的にもきちっとしたものにしたいわけでございますけども、なかなか相手の理解が得られないので難しい部分がございます。

それと、あの道路は海側に向かって一方通行になってございまして — 一方通行というか、線に

なってございまして、突き当たりまで行くと回転が難しい状況もございまして、バスの運行の問題については、ちょっと協議は必要ではないかなというのが私の認識でございます。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 私が言ってるのは、新しく開発途上のところで、今多分リバー産業か何かやっていると、府道大阪和泉線ですか、あれから信号から幡代におりていくちょっとしたところから上に上がってるちょっとカーブのきつい道路があるんですけどね、あそこがなぜということなんで、今部長言われたのは、道としては私は理解しておりますので、あそここのところが市道認定できれば、桜ヶ丘住宅もワンウェイ方式でずうっと通り抜けができるんじゃないかというふうな質問なんですけども。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君） ただいま御質問を受けました件につきましては、調査してこれから検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 調査して検討する。おかしいよ。ちゃんともう調査は済んでるのと違うんですか。道の形態をなしてるわけなんですよ。それで、常に地域の人の車が通ってる道なんです。

議長（角谷英男君） 答弁は。 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） ちょっとシャルム何とかという名前の住宅ではなかったかと記憶してるわけでございますけども、都市計画法上は既に完了検査も行って帰属しておるわけでございますので、当然宅地もたしか2区画程度は建築物があるんじゃないかというふうに思っております。まだこれから建物が建ち出すと防犯施設等も整備をしていくわけでございますけども、道路の認定に当たっては、少しいわゆる登記できるかどうかという関係もございまして、その部分は調査して、できるだけ早く市に引き取って、帰属してるものがございますので、認定ができるような形態を整えたいというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） 前の常任委員会、厚生消防ですか、桜ヶ丘にコミバスが入れない理由はということで、あの道路が市道に認定されてないのであそこを通過できないという答弁があったわけなんですよ。そやから、そこは既にもう市道に認定されとる、帰属されとるとするならば、コミバスの経路にすぐでも入れられるんと違うんかなと思うんで、その辺は調査の結果、どういうふうな形になるかいうことはまた検討をお願いしますんで、また結果の方も報告をいただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） ほかに。 松本君。

11番（松本雪美君） 今、牧野にはミニ開発の住宅開発地が幾つもありまして、大体そういうところが今回市道認定をされるという状況になってるようですから、私もちょっと調査が不十分ですけど、地域のこのミニ開発地の中が電柱があっても暗くて、防犯灯がついていないというようなところは、住民の方の要望も暗い部分も出てきますから、その部分は整理して要望を届けさしていただければ、当然防犯灯の設置はしていただけるものということで今までの論議を聞いてわかりましたんで、よろしく願います。

そして、もう1つ、古い地域の開発地があるんですが、永寿池南線、8番ですね。その中で住んでおられる方が、もうここは十三、四年ぐらい、もうちょっとなるかも、10年以上にわたってると思うんですけどね。ここに住んでおられる方が自分の家の前のアスファルトが悪いので、夏になったらアスファルトが沸き出して、靴にへばりついてえらいこっちゃと。修理をしてほしいと、こういうふうに要望したら、市道と違うからなあと言いながらやってくれたそうですけども、またやっぱりあかんのですよね。

私は、古い開発地の中が市道認定されたとしても、当然先ほどもどなたかおっしゃってました、だばりんこになって水が飛ぶような場所とか、それから今言うたみたいなアスファルトが溶けてくるところとか、そういうような悪いところは当然きっちりと生活道路として位置づけて 生活道路ですからきちっと整備をしていくと、要望があれば即対応すると、そういうことで今回確認さし

ていただいたらよろしいでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君）

今回、市道認定をするわけでございます。そして、そういう支障のある部分については、予算の範囲内で速やかに進めていきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 予算の範囲内でおっしゃいましたけど、そしたらもう年度末でしょう。今の時点では予算がないからもうだめですと言っても、必ずそういうことで先送りして、ほったらかしにすることのないように、もう要望があればすぐ対応するというので、よろしく願いします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

39ページでございます。提案理由でございますが、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律が平成13年12月7日に公布され、国家公務員において育児または介護を行う職員の深夜勤務、及び時間外勤務の制限

を規定する部分につきまして改正が行われたことに伴い、地方公務員においても当該改正に準拠し、同様の措置を講じることとされたことによりまして、本市においても所要の措置を講じる必要から、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書41ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、大きく分けて3点でございます。

まず1点目は、育児を行う職員の深夜勤務の制限につきまして、これまで小学校就学の始期に達するまでの子のある職員について、深夜その職員にかわって養育することのできる同居の親族がない場合、公務の正常な運営を妨げる場合を除き深夜勤務をさせてはならないと、こうされておりましたけれども、職員にかわって養育する同居の親族を職員の配偶者と改めました。

2点目でございますが、育児を行う職員の時間外勤務の制限につきまして、深夜勤務の制限と同様に同居の親族から職員の配偶者に改め、時間外勤務の上限を1年について360時間、一月について30時間から、1年について150時間、一月について24時間に改めたことでございます。

また、3点目でございますが、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限につきましても、深夜勤務及び時間外勤務の制限が適用される職員について、状態として当該要介護者を介護できる当該要介護者の同居の親族として規則で定める者のない職員に限るという改正前の要件を削除し、要介護者がいれば同居の親族の有無にかかわらず深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となり得ることとしたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成14年4月1日から施行されることにより、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に延長され、当該制度の拡充を図られることに伴い、市条例において規定することとされており、部分についても所要の改正を行う必要から、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案書の45ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、これも大きく分けて3点ございます。

第1点目は、第2条第3号でございます。育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられたことに伴い、代替要員の確保措置として育児休業の請求期間を限度として任期を定めた職員の採用が可能となり、それらの職員については育児休業をすることはできないとするものでございます。

次に、第3条第3号でございますが、再度の育児休業をすることができる特別な事情として、育児休業の請求の際、両親が育児休業等により子を養育するための計画について、育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の

配偶者が3カ月以上の期間にわたり当該子を常態として養育している場合、再度の育児休業ができるとするものでございます。

最後に、第5条第2号でございます。育児休業の承認の取り消しの事由について。育児休業の取得できる期間が3歳未満に延長されたことにより、「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。」を加えたことが主な改正内容でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） もう少し実態面でこの改正によってどうなるのかという御説明をいただきたい。1つは、育児休業の制度が内容が育児をする方にはより有利になったということですが、そのために職員を採用するというものも含まれておりますので、その辺のことについて市がどのようなこの条例の改正によってなるのかということ、もう少し数字なり効果なりを踏まえて御説明いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 先ほど助役の方から御説明申し上げましたように、今まで1歳までしかとれなかった分が3歳まで引き上げられたと。それに伴いまして条例を改正するものでございまして、主な点につきましては、育児休業が3年に引き上げられましたので、1年を超える場合は任期付きの職員を採用できるという形になりました。1年以内の場合は臨時職員でという形になりました。

それに伴いまして、当然育児休業の代替の方として採用する職員については、育児休業はとれないということの規定が行われたわけです。

それと、3条につきましては、育児休業が3年に延びましたんで、今まではそういうことが起こらなかったわけなんですけども、育児休業を取り消しの理由として、現在育児休業をとってる子供の、順番に言えば1子にとった場合、2子ができ

た場合は、その育児休業は取り消されます。その取り消されたことが、さらにその2子が死亡あるいは養子縁組等で育児休業する必要がなくなった場合は、さらにこっち側のもとの方について再度育児休業がとれるというような形でなされたものです。

全体としましては、とにかく育児休業がとりやすいように、また延長されたことによりまして育児休業がとりやすいようにという形で改正されたものでございます。当然、家庭と職場の両立というんですかね、これを助けるために改正されたというものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、私質問したこと一遍に答弁していただきたいんですけどね。そうなってくると、臨時職員なり任期付きの職員を採用しないと市はやっていけないわけでしょう。そのことで具体的に市の行政運営にどう影響がある。当然雇わないかんわけですから、それだけ十分制度も充実したわけですからね。そういう点ではっきりいえば財政的にはこれで財政出動が伴ってくる。そういうことも初めから質問しとるわけですから、ちゃんと全部答えてくださいよ。その制度の1つの趣旨はよくわかりました。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 財政的には育児休業は無給でございますんで、当然育児休業をとられてる方については給料は支払いません。当然、新たな育児休業のために採用した方に給与を支払うという形になります。

ただ、先ほども申してますように、当然任期付きの職員さんでございますんで、一からのスタートということですから、財政的には決して負担になるという形にはならないということでございます。ただ、育児休業が3年に延びれば、当然実際の仕事につきまして、例えばばらばらと半年ごとに人がかわるといようなことになれば当然仕事に支障が出ますんで、それを補うために3年という期限付きの職員という形になったものでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 無給だからそのかわりであってもフィフティー・フィフティーだという説明ですが、それだけでは済まないんじゃないかなと思うんですがね。どれだけの人がこの育児休業をとる状況下にあるのか、この制度を今どれぐらいの方が活用しとるんかわかりませんが、やっぱりなれてきた職員が長期間育児休業で抜けるわけですから、そこにすぐ人を入れたところで、当然すぐ同じような仕事になるわけではないのでね、相当、働いとる人の権利を拡充したということは業務においてもやはりいろんな影響が出るだろうと思うんですね。ただもらってる給料そのままゼロやからこちらに行くというだけではない。いろんな手当なりいろんなものがありますからね。

そういう点も含めて、こういう制度によってどういう市政運営上影響があるのかということは、もう少し議案提案の中ではきちっと具体的に示していただきたい。さっき言いましたように、この制度を使ってる現在の人がかんだけで、これをするによって当然ふえてきたり、いろいろ対応が変わってくると思うんで、その辺の実態と影響ということに絞って御説明をいただきたいと思いますが。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） そこで今までずっと継続して仕事をしてきた職員がかわりますんで、当然影響は出るものと思います。ただ、これは一概に育児休業ばかりでなく、ほかの休暇というんですか、長期の休暇をとった場合でも同じ結果が起こるのは当然だと思います。

ただ、今回特に任期付きの職員を採用できるという形になりましたのは、その長い期間の休暇をとられた場合に、なるべく公務への支障がないようにという形でこういうものができてきたものでございますんで、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） どうも抽象的な説明で全然余りよくわからないんですけどね。やっぱり1歳

を3歳にしたということは、相当利用する方からいったらふえるわけですからね。当然行政に影響あるわけですから、この制度によってどうかというのをもう少し具体的に説明していただかないと、この条例改正の意味というのが具体的には見えないうことなんで、これ以上聞いても答弁できないんでしょうね。

だから、この程度のことでほんとは条例の改正が具体的にはどうなるのかということがさっぱり我々聞く側にはわかりませんので、もう少しこういう条例の説明については、今後の行政がこういう形になるんだと、このことでね。1歳が3歳になるわけでしょう。これは大変大きな、利用する方からいったらいい制度ですからね。

しかし、一方行政運営することからいえば、そんだけ人材が抜けるわけですから、任期採用ができるということになったとしても、そこらやっぱり形態が変わってくるわけですので、もう少し市民がどういうところに関心を持つとのか、議会についてもですね。そういう視点に立ってやっぱり議案の説明をしていただきたいと。要望にします。答弁あればしていただいたらいいですけどね。それ以上答弁ないのであれば、要望にかえときますが。

議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。
5番（真砂 満君） 1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

今御説明いただきましたように、1歳から3歳になって非常に条件整備ができると、担保ができましたからね。代替の職員、期限つきといえども配置をされるということですから、非常にとりやすくなったと。環境的に整備をされたということだろうというふうに思います。それで、今説明を聞いててちょっと疑問になったのは、3カ年間任期つき職員の任用ができるということで採用されるわけですが、この採用される職員の身分ですね。多分嘱託職員であろうというふうに思うんですが、今人事でやられている、なぜかよくわからないんですが、2年の期限つきの嘱託職員採用との整合性ですね。そのあたりについてどう考えられているのか。

それと3カ年、多分限定ですからその嘱託職員

の異動なんて当然あり得ないというふうには思いますが、そこらはどうなのかですね。極端に言いますと、例えば幼稚園であるとかそういった免許を持ってられる職員さんと一般事務の方と取り扱いが変わるのかどうかですね。そこら辺もあわせて御説明をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。
総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） これはもう3カ年までとれるわけでございますんで、3カ年をとるという方がおられましたら、当然後の支障が出ますんで、今嘱託は一般事務で2年以内、それと免許のある方で5年以内というような形をお願いしてるわけなんですけども、これは1つに年限を決めておりますのは、広く就職というんですかね、これの門戸を開きたいという意味もございまして、やってるもんでございまして、法的に制約のあるもんでございませぬ。ですので、事務に支障のないように、3カ年の期限という形で嘱託さんをお願いしたいと、かように考えております。

以上でございます。

済みませぬ。3年の期間ということで。同じような形、今の方と同じようになるんですけども、最長3年という形をお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 真砂君。
5番（真砂 満君） それは免許、例えば教員免許とかそういう免許を持つてる方も一般事務も同じですよ。そういうふうによろしくお願ひします。

それと、考え方ですけども、その免許がある方5年、2年の話なんですけども、もともと嘱託職員の採用の仕方というのは、そういうことであってはならないというふうに思ってます。嘱託職員ですから、当然正規の職員が欠員になると。そういったことで期限が、急に採用できないということがまずあって、それで同等の知識なり知能なり技術なり持った方が必要だということで嘱託職員というものは採用すべきであるというふうに思ってます。ですから、いたずらに正職員を少なくして、嘱託職員の数を2年だとか5年だとか、そういった間違った期限の切り方をして採用することにはならないというふうに思いますので、意見だ

け述べときたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時15分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9、議案第6号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第6号、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律が平成14年4月1日から施行され、職員の再任用に関する条例中において引用する地方公務員等共済組合法の規定が改正されることから、当該引用部分について所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

49ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、現在、本条例の附則で消防吏員等への適用期日の特例を定めておりますが、この消防吏員を定義するのに引用いたしております地方公務員等共済組合法の関係条項が平成14年4月1日に変わりますため、所要の改正を行うもので

ございます。

具体的には、地方公務員等共済組合法の附則「第25条の2第1項第1号」を「第18条の2第1項第1号」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山君。

3番（小山広明君） 余にも簡単過ぎて全然わからないんですがね。先ほどの議案の説明に絡んでの条例の改正だと思うんですが、もう少し内容に入って御説明いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 今回の改正でございますけれども、地方公務員の共済組合法の中で特定警察職員等という表記がございまして、その中で消防吏員がそれに含まれます。その記載が地方公務員共済組合法の附則の第25条の2に書かれていたわけなんです。それを引用してるわけなんですけれども、今回改正によりまして、地方公務員共済組合法の附則第18条の2が新たにできました。その中で特定警察職員等という説明がなされて、今まで使っておりました25条の2の部分が削除されましたんで、新たにできた18条の2項の分を引用するというところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 今の改正をしようとする内容のまず基本的な説明をした上で、このような提案をいただきたいと思うんですね。それは調べればわかるというものではありませんけれども、やはりこれはその制度そのものが基本的にはこういうもので、それがこういうふうに変えたよということでしょう。その中身をちゃんと説明してやっていただきたいと思うんですね。でない、ちょっとわからないので、その辺をぜひお願いをしたい。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 今回の改正でございますけれども

も、職員の再任用に関する条例の附則を改正いたします。その附則の中で消防職員につきましては、現在消防司令であります消防長を除きまして、この再任用の適用が平成14年4月1日からになります。その部分について、その職員というのを特定するために地方公務員共済組合法から引用している部分があるわけなんです。

それが条例の附則の中で特定警察職員等のうち消防吏員としてという形の記載がございます。それを特定するために、地方公務員共済組合法附則第25条の2第1項1号に規定する特定警察職員等という記載になっております。その第25条の2の第1項の1号というのが先ほど説明申し上げましたように、その消防職員の説明の部分が削除されまして、地方公務員共済組合法18条の2第1項1号に新たに消防職員の分の説明書きが付記されました。それを引用しているもので、地方公務員共済組合法が改正されましたことによりまして、18条の2から引用するためにその表記を変えたということでございます。内容的には一切何も変わるものではございません。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、どうもあなた方はこの変わったとこだけをさっと説明をされておるんですが、こういう機会に市民なり議会なりに余りわかりにくい部分について、この条例なり、今言ったもとの法律が変わった分の説明をわかるようにする中で、法律なりそういう制度がよくわかってくると思うんですね。

だから、ここは議会ですし、我々は普通の市民から選ばれてきとるわけですから、そういう点ではやっぱり市民にもそういう制度そのものを理解していただくためにも、こういう機会に今変えようとするものは変わらないといっても、その変わらないという中身は何かというようなことをもう少し平穩な言葉で説明する中で、やっぱり行政なんかの仕組みが我々はよく理解していくと。

わからないのは勉強してこんかいなというような態度にしか僕は聞こえないんだけど、やはりこの機会を通してより行政の仕組みなんかを市民にも、普通の人にもわかるように説明する中で議

論を深めていくと。わからないまま、何かよう変わってないからまあ賛成したらいいのかなということに賛成していくんでは、せっかくの行政の複雑な仕組みが我々わかりにくいということがなかなか破られていかないんでね。やっぱりこういう機会を通して、これからの議案の説明の中でもこの変えようとするものの内容をきちっと説明した上で、今回こうですよというような説明に変えていただきたいと思うんですね。

こんなこと何回やっても、私だけがわからないんじゃないと思うんですね。やはりこういうことを通して行政なりの制度をよりわかるような努力をぜひしていただきたいと。それがやっぱり説明責任だと思いますよ。説明する人だけがわかって、聞く人が全くわからないというのは、これは説明の意味をなしてないわけね。

そういう点でこれからやっぱり、説明責任ということはそういうことだと思うんですね。普通の市民にわかるように説明をすると。こういうことをぜひ努力をしていただきたい。すぐにはならんと思いますが、これからの議案説明の中では、せっかくの説明の中をそういうような場にしたいと、そのように強く思います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） せんだってもやっぱり任用の問題が出てきたように思うんですが、今回は若干の改正ですけれど、例えば任用で、今大阪市やとかいわゆる50万都市なんかは別にしまして、我が泉南市6万5,000の人口の行政の内容についても人口から制約されて狭い。そういうところで果たしてこの任用制度、この受け皿になる部署ですね。これはどの程度あるのか。

それと、やっぱり限定されるというふうに思うんですよ。そういう点で、例えば60定年で再任用される場合に、その時点で通算、経験が豊かであったと。その部署で一定精通をしっかりと。その仕事の上でね、精通しておったと。こういうことで、任用の受け皿に乗っかりやすい人、それから乗っかりにくい立場の人もおられると思うんですね。ずっと自分が通算してきた部署によってね。その辺の不公平さというのは出てこないのかどうか、この辺ですね。

ちょっとちなみに任用の受け皿として今市が具体的に考えておられるのはどういう部署なのか、その辺もお示しをいただいて御答弁いただきたいなというふうに思うんです。

議長（角谷英男君） 橘総務部次長。

総務部次長兼人事課長兼行財政改革推進室参事（橘 正三君） 職員の再任用制度につきましては、去年の第1回定例会でお願いしたところなんですけれども、今考えておりますのは、当然年金の満額受給までの間の生活を支えるというのが根本でございますので、再任用につきましては希望があれば当然受け入れ職場の許す限り再任用はしていかなければならないと考えております。

ただ、受け皿部署といいますが、当然保育所あるいは保育士の方につきましては保育所の方で受け入れていただく、あるいは事務職につきましては事務職と。以前に勤務されていたところを中心に受け入れるという形になろうかと考えております。

保育所の先生がおやめになるとすれば、当然保育所で欠員1という形になります。その中で再任用でその方が来られた場合は一応そこが埋められるという形になりますので、すべてがすべて来られるわけではございませんので、すべて再任用で埋められるというようなことにはなりませんし、また当然、本年度からスタートいたしますけれども、当初は1年間、そして最終的には65歳までという形で延びてまいりますので、すべてがそういう形で受け入れられる、事が済むというわけではございませんけれども、もともと勤めておられた職場で当然また再任用で来ていただくという形で考えたいと思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） だから、結局自分がやめる直前なり、通算しておいた得意部署といいますが、そういう関係で横滑りになるというケースがあるように思うんですよ。そうしますと、その今までやってきた職務との関係でやっぱり差が出るのではないかなと。そういうことはないように、どういうふうに計らっていかれるのかというふうに思うんです。

今お話聞いてますと、たまたま今やめられる方が通常の退職、早期退職を入れてかなり出てられてるんですが、その辺すべての人が即そこへ横滑りということにはならないと、こういうふうに思うんですよ。やっぱり、今大変な不況下のもとですけれども、なかなかほっと一息つくと、60定年でね。それからまた再度と。非常に生活が厳しいですから、そういうことで再度雇用の機会にありついでいくと、こういうことで仕事をされる方。

しかし、自分の得意部署でないんで差し控えようかと考えられる人たちもおられると思うんですね、中には、多いと思うんですよ。得意じゃない部署で仕事をして、ほんとに市民のそういうサービス提供の要請にこたえられるのかどうかと、こういうことにもなるだろうというふうに思います。そういう点で、その辺うまくまわられる 　　こういう6万5,000の市ですからね。

大阪市や先ほど言いましたように50万市であれば、これ非常に各般にわたってそういう受け皿が大きいと、キャパが大きいと、こういうふうに思うんですが、そういう点、泉南市の場合には非常に限定されるのではないかと。こういう場合に、あまねく公平に事を処していくと、こういうことの方策はどういうふうに考えられておられるのか。

2回同じことを言うてるんで、ちょっと端的にお願いをしたいと思います。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 再任用は60歳の定年になった方ということでございますので、早期前にやめられる方はすぐにその制度には乗れないということの制度になっておるということを御理解いただきたいと思います。

それと、要するに受け皿職場の公平性の問題ですけれども、当然翌年度の再任用、定年退職等の人数が把握できますから、再任用の希望、それと受け皿職場においてはその人が再任用した場合、仕事が受け入れられるかどうかという、その辺の調整はかなり以前、年度末じゃなしに4月、5月の段階で行った中で翌年度の受け入れという形になりますから、その辺での調整というのは十分できるのではないかとこのように思います。

ですから、退職される方の希望する部署ですね。

基本的には同じ部署でというふうに考えておりますけれども、それ以外でもその受け皿があれば、それとあわせてその受ける担当の職場の方で受け入れられるかどうかという協議等を十分行った中で、できるだけ希望に沿える形で受け皿を探した中で再任用していくという考え方でございますが、すべてがすべてそのとおりいくというふうにはならないと思いますけれども、その努力はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） よく聞いてくださいよ。今の答弁やったら、私何かとんちんかんな質問したように思いますので。いわゆる早期退職なり通常の退職でやめられたその後は、基本的には受け皿になるんでしょう。穴を埋めないといけないわけですからね。任用の対象になる受け皿職場になるわけでしょう、こういうふうに私聞いたんです。そんなもん早期退職の人は対象にならないと。これは13年の当初のあれでわかってますよ。とんちんかんな質問してないんやから、よう聞いてくださいよ。ちょっと訂正してくださいね。でないと、とんちんかんな質問したというふうにとられるので心外ですから。

それで、今の話でもやっぱりその得意分野の仕事があれば行くということになるわけで、そういう点ではやめる前の職場の部署のあり方等も起因してくるわけで、今泉南市でよく見ますと、やっぱり同じ職場に何10年もおられる方もおられるんですよ。若い方は何年かのサイクルで何年ですかね。5年ぐらいのサイクルですかね。何か3年か5年ぐらいのサイクルで、あるいは部長さんなんかもそれぞれがすべて各般の仕事に精通できるようにということで、そういう回転をさしておられるように思いますけれど、そういうことなんかもやっぱり一定任用制度の中で通算職場のあり方、部署配置と、こういうことも考えていかないとやっぱり不公平になっていくんじゃないかと。

そういう点では、この任用制度ですね。やめた人を泥縄であれするということではなくて、やっぱりみんながあまねく任用制度を受けられるよう

に受け皿、そしてそれまでの、やめるまでの職場の配置なんかについてもやっぱり考えていかなければならないんじゃないかと、こういうように思うんですよ。だから、そういう点で御答弁をいただきたいなと思います。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

〔和気 豊君「訂正しなさいよ」と呼ぶ〕
総務部長（中谷 弘君） 私、先ほど御答弁さしていただきました早期前の退職について、若干勘違いがあったように思います。通常、先ほど申し上げました条例の中での説明をさしていただいたということで、和気議員の質問と若干の食い違いがあったというふうに思いますので、訂正をさしていただきたいと思います。

退職された部署については、当然再任用なり新採の補充の対象になるということでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、今後半で言われました人事異動の関係でございますけれども、当然一般事務職等については各般の仕事に精通できるようにその辺の業務の固定化、士気の低下等にならないような形で、適宜仕事を覚えてもらうという考え方のもとに人事異動等行っておりますので、今後もそういう形で十分配慮していきたいというふうに思います。

以上です。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕
議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第7号 市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第7号、市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律の施行により、市立の中学校、小学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関し、都道府県条例において定めていた事項について市町村条例により定めることとされたため、本市においても所要の措置を講じる必要から、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例の内容でございますが、53ページをお願いいたします。

第1条の趣旨に記載のとおり、本条例は学校医等が公務上の災害に遭った場合の実施機関、補償の範囲、金額、支給方法等につきましてこれまで府条例で定められていた事項を本市条例として定めたものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 島原君。

16番（島原正嗣君） 小山先生ばかりではどうかと思うんで、たまには役者が変わってもよろしいかと思えます。

1つは、学校医の人数ですけども、小・中学校の校区があるんですが、そういう地域にまたがってるのか、どのような校医の配置をしてるのか、具体的な御答弁をいただきたい。これが1点です。

それと、53ページの公務災害の適用範囲ですけども、例えば通勤途上とか、学校に行く場合、あるいは学校から帰る場合、これらの公務災害の法的な取り扱いはどうなのかですね。もっとそこらあたり具体的に御答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 島原議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校医の配置の件でございますが、基本的に各幼稚園、小学校、中学校に児童・生徒数が800人以上のところには学校医、歯科医を2名配置しております。そして、それ以下のところは校医、歯科医とも1名配置という配置の形をとっております。

それから、これは医師会の都合もあるんですが、1人の医師が2校を掛け持ちというんですか、そんな形の校医さんもいらっしゃいます。

それから、公務災害の適用の範囲ですが、学校業務にかかわっているときの公務災害という形になります。それで、必然的に校医健診のときに通勤というんですか、学校までの行き帰りの途上でもし不幸にして災害等に遭われたときも適用範囲となります。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 今御答弁いただきました幼稚園、それから小・中学校を含めての単位、児童・生徒が大体800人というこの単位基準ですが、それは1校だけではなしに、今御答弁いただきました幼稚園、小学校、中学校という校区の児童・生徒が800人と、こういう区切りになるのか。1つの中学校で800人というのは泉中か信達中かどっちかやと思うんですけども、そこらあたりもっと詳細にお知らせ願いたいと思うんです。

それと、もう1つ、民間の企業等については、来るときには、会社に入るときには労働基準法等で労務災害になるけれども、帰るときには該当しないとかというようなこともあるんですが、これは一定、例えば泉南中学校なら泉南中学校に来る校医の自宅から泉南中学校のコースと。どんなコースになってるかちょっとわからんのかなやけども、例えばお医者さんですから、どこかへ行って診察せないかんと、個人の家庭に行っても、寄り道して行く場合も公務災害なのかね、ここらあたりは一体どないな法律解釈になるのか、教えていただきたい。

それと、この方々のお手当いうんですか、お給

金いうんか、ちょっと上品な言葉で言いますと、賃金補償みたいな感じのお礼とか何とかいうのがあると思うんですが、これは具体的にどうなるのか、できればちょっと教えていただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 再度お答え申し上げます。

校医の配置の件ですが、中学校区、小学校区というようなことではなしに、1つの学校、現実にもうちょっと具体的に申し上げますと、樽井小学校等につきましては800人以上の児童がいます。ですから、校医を2名配置させていただいております。そして信達中学校、こういったように800人以上のところは、学校の規模に応じて校医の配置数を決めております。

それから、公務災害の適用範囲でございますが、これは非常にここでは一概には決めつけるのは、いろんなケースがあって一概には言えないんですが、普通私の理解している範囲でいえば、通勤途上の学校に行ってもらう行き帰りのその適用範囲については、一般的な私の理解では、その医師の病院から学校まで、その間そのコースから大きくそれた場合は、時として公務災害の適用外になると。

これは帰りにつきましても同じことで、学校から自分の病院まで帰る、これが直接であると間違いなく適用されるんですが、大きくコースを離脱して、例えばほかの業務等をする。そして病院へ戻る。その間に不幸にして災害に遭ったというときは、そのときの条件とか時間とか、その離脱距離とか、ものすごく複雑な面があるんですが、必ずしもそういう場合は公務災害の適用を受けるとは限らないというふうに理解しております。

それから、報酬の件ですが、ちょっと今私、手元にその資料を持ち合わせていません。ただ、学校の行っていただく健診の回数、それによって、それから学校の計算式があるんですが、基本的にはその1回の健診、あとそこに加算されますのはその学校の児童・生徒数ですね。児童・生徒数が多ければそれだけ時間がかかるということで、詳しくはまた先生の方にお持ちしたいなと、このよ

うに考えております。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 条例の中では、いろいろ学校医の関係で歯科医とか薬剤師とか、そういうのがいろいろ書かれとるんですが、これは単位としてはどんなんですかね。学校、一般的に単なる外科医とか内科医とかいろいろあるんですが、これはそういうふうな一般的なお医者さんですね、医師と。

それから、ここに書かれてる歯科医とか薬剤師とかいう場合はどういう場合 年1回の歯科の健診とか、こういうことによられてるのか。薬剤師というのはどういう意味か。学校で薬を配るといようなことはあるのかないのかですね。ここに薬剤師と書いてると思うんですが。学校薬剤師と書いてますね。これは医師の判断でカルテをもちてきて、病院からその医師のカルテに基づいて薬剤師のところに持っていくのか、あるいは学校に薬剤師が来るのか。現在の薬価というのは、指定病院の薬局に行つて薬をいただくということになるとるんですが、この場合、学校医の薬剤師というのはどういう内容なのか、ちょっと説明してください。

以上です。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 校医さんにつきましては内科医、小児科医等をお願いしております。歯科医につきましては、もちろん歯科免許を持っているお医者さんですが、年に就学前健診、それから春の定期健診のときに子供たちの歯の健診ということで、ほぼ2回でございます。

それから、あと医師の方に入るんですが、耳鼻咽喉科、それから眼科、この方がいらっしゃいます。この方につきましては、小学校で1年から6年までではないんですが、1年のときと4年のとき、それから中学校であれば1年のとき、健診を行います。これは年に1回でございます。

それから、薬剤師につきましては、例えば学校の要望により見てほしいということであるんですが、例えばその明かりの光のかげん、目の影響があるのでそんな検査とか、それで2回ぐらいの方向になっていると思います。そして、例えば個人

が病気にかかったと。そして、その薬剤師さんの方に行くと。そうしたケースの場合は、薬剤師のうちでの出勤の回数にはもちろんなっておりません。

議長（角谷英男君） ほかに。 小山君。
3番（小山広明君） これは今説明ございましたように、大阪府条例であったものが市条例になるという提案で、大変地方分権の中でどんどん地方にそういう権限を移してくるということの中での流れかなと思ってお聞きをしておりました。そうすると、今回提案したのは初めてこういう条例をこの泉南市につくるといふ、そういう位置づけなんです。

そしたら、今の説明は余りにも簡単過ぎるんじゃないかなと思うんですけどね。当然市が条例をつくり、ここに書いてあるようないろんな責務というんか任務が行政に課せられてくるわけですから、そこでやっぱり職員がどれぐらいこれにかかわるのか。実際そういうことが起こった場合に、どういう対応を具体的に市の責任としてやっていくのか。そういうことが至って関心を持たれるわけなんです。今助役がそこで説明したように、今まで府条例であったものが市条例になりましたというだけでは、私はちょっと説明不足だと思うんです。

具体的に全部こう書いてあるわけでしょう。いろんなそういう災害があった場合には報告をさせるとか、その他関係人に対しとかいろいろ、もっと詳しく説明していただかないと、市の責任になるわけでしょう、全部これは。しかもこれ補償の問題ですから、そういう点ではもう少しこの中身に入って、当然条例をつくるということはそれだけの体制をつくらないといけないわけですから、権限だけ移譲されて財源がないやないかという批判がある中で、これに要する財源というのは一体どうなるのか。大阪府が今までやっとな分の実績も踏まえてちょっと説明をきちっとやっていただきたい。最後の方にも、裏の方の附則の中にも、議会の議員の云々で、この中にもいわゆる学校医等のものが書かれておるわけですが、この辺も含めてひとつ御説明をきちっとしていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 小山議員さんの御質問にお答え申し上げます。

この条例、市の今回に至る条例の中身なんです。先ほど議員がおっしゃったように先般、今まで大阪府の府県単位で条例とされていたものが市の方で条例を策定するよという法改正のもとにされたものであります。

ポイントが大きいいまして2点あります。市町村立の小学校、中学校の学校医、学校歯科医、先ほど申しました薬剤師等の公務上の災害に対する補償に要する経費、これが従前でしたら国が2分の1、府が2分の1で補償に当たっていたんですが、今回の条例制定により学校の設置者つまり市の方で補償を行うという形になっております。

もう1点が、市町村立の学校医の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法、その他補償に関し必要な事項について、先ほど申し上げましたように都道府県条例で定めていたことを廃止し、当該市町村の条例で定めることとしたということです。

それから、この条例の中身でいいますと、定義で実施機関は教育委員会ということで、公務災害の認定は教育委員会の方で行うこととなっております。

また、補償の金額云々等につきましては第4条に載っておりますように、政令があるんですが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令というこの法律があるんですが、これにのっとって補償の適用範囲等を決めていくと、そういうことになってきます。

それからあと、これまではそういった認定額等につきまして不服等があれば大阪府でありましたら人事委員会等にその被害者が異議申し立てをするというのが、今回市の方に移管されますので、公平委員会の方に異議申し立て等を行うという形になっております。

それから、これまでの事例ということでお答え申し上げます。泉南市では、幸いにもこのような学校医等により公務災害は1件も発生しておりません。泉南地区につきましても、岸和田以南

の各市町につきまして調べさせていただきましたが、やはり同じように1件も発生しておりません。それを大阪府下の的に広げてみますと、ちょっとしたけがということで、1,000円、2,000円とかそういった金額のものは数件あるんですけども、本格的なこういった補償問題になったというものであれば堺市で1件だけございました。これは、学校医が会議中脳卒中で倒れて死亡されたという事件でございまして、金額としまして、遺族補償年金 遺族に対し補償年金という形で、年約230万円支払ってるという例のみが1件ございます。

ちょっと答弁漏れしてるようなところがありましたら許していただきたいんですが、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 今聞いてもかなりの業務が、災害がなければそれでいいんですが、ある場合には大変いろんな業務を市が担わないといけないわけですから、当然それはそれに備えておかないといけないと思いますし、そういう点でこの条例を出すに当たって、当然権限が移譲されるわけですから、財政的なものはどういうふうに移譲されるのか。その辺もちゃんと説明をいただかないと、新しい条例制定だし、象徴的な条例の提案ですからね、もう少し本来的には議会も条例をつくるにはすごく大きな立場を持つとるわけですから、そういう点ではこの条例の意味というものを今後いろんなものが出てくると思いますね。

今までは地方分権といっても犬の鑑札を市町村がやるだけだというふうにやゆされとったわけですが、こういう形で市が責任を持つということで条例提案ですからね。じゃ、もう少し市の特徴を出してこのことをやっていくと。これは全国どこでも同じパターンではないと思う。それは自由にやったらいいわけですからね。

そういう点では、幸いそういう対象事例はないということでもありますけども、安心して働く上においては一番重要な制度ですので、そういう点での整備。

この中にも、政令によるとなっている、その政令とは一体どういうものかというのもしっかりと示

していただかないと我々全然わかりませんし、またこの審査なんかをその他関係に対して代行させるようなことも書いてありますから、一体その他関係者というのはだれなのかということも具体的に御説明をしていただかないといけないんじゃないでしょうか。

至って主体的に自治体がこの条例を運用していくわけですから、もう少しそういう点で、先ほどからもいろんな意見を言っておりますけども、もう少し丁寧な説明をしてもらわないと、ほんとにわからないまま我々は判断せざるを得ないというのは問題ですので、提案者の嵯川助役におかれても、やっぱり質問あるまでに今程度の説明はちゃんとしてもらうということでないといけないんじゃないでしょうか。そういう点も含めて御答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほどあったこの議会議員云々の現在泉南市の条例としてある中に、この学校医の問題もここに書かれておりますけど、これは除くという中での問題ですから、そう直接的な問題はないのかもわかりませんが、この公務災害の問題で学校医以外については自治体条例でちゃんとなっているということですから、この辺もその辺も含めてやっぱり説明しておいていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 再度お答え申し上げます。

まず最初に、適用区分の質問がございまして、「第2条第3号を次のように改める。」ということで、一番最後の件ですが、これは本市の方で公務災害補償の中で議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例がございまして、

この条例でそれに該当する職員とはということで、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員、その他の公選委員、非常勤の調査員及び囑託員、その他非常勤の職員で定める者を言うということで、ここに掲げるもの以外ということで、その（3）番目に、これはなぜ省かれてるかと申しますと、先ほど申しましたように、従前大阪府の方で条例がありましたので、これが省かれておりま

す。

3番目に、(3)で公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律の適用を受ける者、これが本市の条例から省かれておりました。ですから、それがそのまま省かれるものということで、今回このような条例をつくったので、この条例をここに適用させていただいているということになります。

それから、もう1つ私も説明の方でつけ加えておけばよかったんですが、この補償金等につきまして、万が一こういった公務災害が起こった場合は、市の方で全額負担ということになるんですが、文部科学省の方ではこれを地方交付税の方で還元したいという意向を検討中であると聞いております。それで、もし不幸にしてこのような事案が発生したら、すぐに文部科学省に連絡するようという指示を受けております。

それから、各条例の細文につきましては、この条例自身が本年の急な時期にできてきたということもあり、正直申しまして私どもの方も今現在勉強中ということで、その中で先生が御指摘していただいたようなことをもう少し具体的に備えるようにしていきたいなと思っております。

また、このような事案が起こったときに動くのではなしに、現在からこういった事案が起こったときにどのように素早く対応していくかということ等を含めまして研究してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長(角谷英男君) 小山君。3回目超えました。3番(小山広明君) だから、1回で説明していただいたらいいんですが、今も国が2分の1、府が2分の1出したものが今度は市が全額だと。しかも、それはまだ決定したわけじゃなしに交付税で見ることを検討しとるようであると。これは全くこの条例の基本となるような説明が最後に出てきてるわけですけどね。やはりさっきも何回も言うようですが、分権だけして財源がないと。典型的な説明、それが本当だと思えます。そこで言っとるんですからね。

地方交付税というのは、先ごろいろんな議論がありますけども、計算はするけども大枠の中で係数を掛けて切り捨てていくわけですから、全額補

償されるという保証は全くないですよ。そうであれば、この議案説明の中で府がやっと思ったものが市だというのであれば、そのときの一番関心は財源でしょう。交付税で見るなんて、交付税という最もわかりにくい計算の中身がね、あなた方も聞いても、いや、ようわかりませんねやと、どうやって決まるんかわかりませんねやと言われてる部分ですよ。

この条例の提案には、一番行政としても関心持ってもらわないかんことだと思いますよ、これは。それをこうどんどん、どんどん質疑する中でやっとなってくるという説明のあり方というのは、3回しかできないという中で、これをちゃんと議論深めるのは不可能ですよ、こんなことやったら。

だから、もう少し議会に対する議案の提案の仕方については、そういう内容についてはきちっとやってもらいたいと思うんですね。でないと、これ議論進みませんよ、これ。だから、こういうような全部市がそのことの業務を担って全部判断をしていくようなことを、これは実施機関やから教育委員会が全部やっていくわけでしょう。これ大変な膨大な量でしょう、これがもしあった場合には、そら、あるかないか、なければいいけども、いつあってもいいようにしとかなあかんのがこの制度ですから、そうなってくると、ないんだから何も用意してないんだと、あったときにそれをやったらいいんだじゃ済まないわけですからね。

そういう点では、こういう府だったらやれるものが、小さな市町村にこういう重要な災害補償というようなことの任務を担われる場合には、やはりその辺はちゃんと市長もそういう場ではきちっと言っていたかないと、こういう質疑なかったらこのまま通って、何か災害あったときに何もなかったというようなことになりますよ、これ。

だから、やっぱり今の言うような政令なんかというと、政令の今の内容も示してもらえないけませんし、実施機関はそういうような報告をさせたり、出頭を命じたり、医師の診断とかいろいろかなり強権的な任務を教育委員会がせなあかんわけでしょう、これね。今の体制の中でいっぱいやってるのにできるはずないわけで、これはやっぱりもう少しこういうものを提案してくるんであれ

ば、そういう体制、費用の面も含めて議会に示してもらわないと、議会というのはちゃんとした判断はできないということです。それは重要に考えてくださいよ、これはね。説明になってないですよ、実際。

そういうことで、市長なり教育長なり、こういう提案をするに当たって、私もう少し実のある説明を初めからちゃんとしてもらいたいと思うんですね。どうですか。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、小山議員さんの御質問で御指摘のありましたように、今後こういった問題についての提案については、詳しく説明をさせていただくように努力したいと思います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 国の小さい政府、いわゆる仕事を地方に押しつけて、そして財源は何も補てんしないと。ほんとにすんなり小さい政府になって、重い荷物を外すと、こういう1つの事例だというふうに思うんですが、こういうことに対して、やはりこの案件、私も小山議員と同様に非常に重要だというふうに思います。

そういうことで、これを受けるについて一方的に押し切られたということではないと思うんですね。大阪府下の教育長会議等で事前によくよく説明もあったと。単に実務者が聞いてきたと、こういうことだけではなくて、一定のやりとりが私はそこに存しただろうというふうに思うんですよ。そういう点では、このことについてはいつごろお話を聞きになったのか。

そして所管の委員会に、今議会では委員会重視と、こういう方向も一定模索中ではありますが、今回もそういうことが一定あらわれてきています。今議会にはね。付託議案という形で値上げ案件については論議を尽くしていくと、こういうことになってるんですが、所管の委員会にどういうふうにお示しを事前にこの案件についてはなられたのか。その辺のことについてお聞かせをいただきたいと。

それから、大阪府とのいわゆる折衝ですね。この経過についてもお示しをいただきたいと。大阪府教委ですか、その辺との折衝についてもお示し

をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） この条例制定に至った過程でございますが、実は通知文という形でありてきております。その日にちが平成13年4月23日、文部科学省スポーツ青少年局長名で、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正について通知ということで、このたび法律を一部改正するというので、これに従ってこれまで都道府県条例で定めていたものを市の条例において措置するよというので、これが出るまでに私も教育委員会に対して事前の説明、また協議等の機はございませんでしたので、この通知文をもって初めて私どもが知ったということでございます。

それを受けまして、今回この条例制定するに当たって準備を進めてきたというのが実態でございます。大阪府下の各市町村につきましては、共通の認識としては、やはりこれは市町村の事務委託、それから事務委託に伴う補償の委託ですね。この2点を考えたときに非常に大変なものが来たという実感は持っておりますが、法律により定められたものであるということで、それでもって今回準備に至った次第でございます。

そして、所管の委員会等に報告しなかったということにつきましては、ほんとにおわび申し上げたいと思います。今後気をつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 声が上がりましたけれども、教育長ね、いわゆる通知だけで事が済むような問題ではないですよ。大阪府下の教育長会議ですね、府下市町村の。その辺との話し合いみたいなものは、あるいはそういう場が設けられたときに、こういう問題について小さな政府によって、政府の方針によって地元負担がふえると。それだけでなくとも老朽校舎なんかの大規模改修がやりにくい状況やと。

ひとつこれは見直し、考え直しをしてくれというような話は機会があるごとにやるべきであったように思うんですが、そういうことはやられなか

ったんですか。事務レベルの話はよくわかりました。教育長として、泉南市の教育予算を守っていくと、こういう点ではどのようにされたのか。

それと、これはいつ惹起するかわからない問題ですよ。惹起してから予算を組むという問題ではなくて、条例改正に伴って当然堺市で今230万と、年金を毎年支出していると、こういう話もありました。当然予算に計上しなければならないというふうに思うんですが、今14年度予算では、これは義務的経費ですからね、当然いわゆる90%の予算、骨格ではありますけれど、90%の義務的経費を中心に、管理経費等を中心に予算を組んでいるわけですから、その中に計上してしかるべき予算だと、内容だというふうに思うんですが、これは財政の部局と相談されて計上されておりますか。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） この件に関しまして、私たち教育長連絡協議会並びに府の教育委員会からいろんな指示事項等があったりいたしますけれども、その段階でこの案件について検討を加えるという機会はなかったように私は記憶しております。

ただ、地方分権ということで多くの法律等、これはこの件だけではなくて、各種の部分で地方に移譲されるというふうに聞いておまして、その項目の中に1項入っておったやもしれません。その点、私の方も1つ1つの点検をきちっとやらなかったというところの反省があります。

それと、この件についての予算でございますけれども、当初の予算、そういったものについては財政の方とも交渉といたしますか、お願いをしておりますが、もし事象が起こった場合には補正予算等で対応していただくような手続等、この辺は考えていかなくてはいかんというふうに考えておりました。

今後、こういった問題、この辺で上程させていただく場合に、事務的な段階での方法といたしますが、こういったものをもう一度しっかり考え直して上げていかなくてはいかんということ、今この場で反省をいたしておるところでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 法定委託事務の中に入っ

ていたやもしれないと。しかし、その委託事務が膨大なので、チェックは抜けていたかもわからない。そう言われますと教育長ね、一体どれぐらい教育委員会の文部科学省関係の法定委任事務、委託事務があったのかということも聞かなければならなくなってくるわけですね。ほんとに見落とすぐらいに膨大な事務委託だったのか。こういうことも聞きたくなるんですが、もうそれは反省されておられますので、あえて聞くとまた私も引っ込みがつかなくなりますから聞きませんが、ほんとに今のよくよくの反省の立場に立って、今後1つは市財政にもかかわる1つの従来のあり方を根幹から覆すようなこういう問題については、よくよく関係の所管にも詳しく説明をして手落ちのないようにお進めいただきたいと、こういうことを意見として申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 今提案ございました議案7号の市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の制定ということについて、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っておりますけれども、今議論の中でも明らかになったように、本来国が2分の1、大阪府が2分の1を出してこの条例内容の制度を運用してまいったわけではありますが、今の説明の中でも100%市がその財源を持たなければならない。しかも、交付税で検討されるように聞いておるといような説明であって、今のところでは全くそういう財源の保証というのはない中での提案であります。

説明も大変不十分でありますし、この制度そのものが持っている地方に分権をしながらも財源を手当てしないという典型的な1つの姿だろうと思います。こういう点で、災害がなければそれでいいわけでありましてけれども、あった場合にきちとした制度を保障するという点からは、至って不十分な提案のあり方であると言わざるを得ません。一日も早くこのような財源も含めて、地方自治体の財政を圧迫しないように努力をしていただくと

ということをお願いをしまして、賛成の討論にさしていただきしたいと思います。

議長（角谷英男君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすること賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第8号 泉南市立青少年センター及び児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第12、議案第9号 泉南市設店舗条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま一括して上程されました議案第8号、泉南市立青少年センター及び児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第9号、泉南市設店舗条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は55ページからでございます。

提案の理由でございますが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の平成13年度末の失効を受けて、同和行政が特別対策から一般施策へと移行することに伴い所要の改正を行いたく、本条例案を提案するものでございます。

主な内容といたしまして、57ページでございますが、第1条中、「同和地区」という行政用語を削除するとともに、必要な字句の修正を行うものでございます。

61ページをお願いいたします。泉南市設店舗条例の一部を改正する条例につきましては、「同和対策事業」という用語を「住環境整備」に改めるものでございます。

これらの条例につきましては、それぞれ平成14年4月1日から施行いたしたいと考えております。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 大森君。

4番（大森和夫君） 8号も9号もいずれも地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効するからということが内容ですけども、これからしてただ字句を変えたらいいということだけではないと思うんですね。その内容にふさわしいものにする、この失効にふさわしいものにするということが大事だと思うんですけども、そういう点でどのようなことを考えておられるのか、聞かしていただきたいと思うんです。

具体的に言いますと、この趣旨を生かすということでは、青少年センターの方に限ってお聞きしますけども、学童保育ということから考えれば、今小学校で行われているチビッコホーム、留守家庭ですね。あそここの青少年センターを同じ立場で、同じ環境ですするというのが1つ大きな目的になるかと思うんですけども、そういう段取りを、プロセスを具体的に来年度からどのように行うのか、その点をお示ください。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 条例改正後の法改正を含め、並びに条例改正を含めて、今後どうしていくのかという御質問について御答弁申し上げます。

まず、本市青少年センターでございますけども、御承知のとおり位置づけといたしましては、平成12年から従前の特別対策から一般対策へと補助措置の内容も変更を加えておりますし、平成12年に今後の青少年センターのあり方につきまして、今日的な状況を踏まえた議論もさしていただいております。

具体的に申し上げましたら、いわゆる活動エリアにつきましては一定限定したエリア、具体的に申し上げましたら鳴滝第一、第二小学校を中心としたエリアから泉南中学校区へ、さらに全市的な活動エリアへと現在活動エリアを広げてきております。まさに今日的なあり方を踏まえた施策展開を図るために、そういたしておるものでございます。

したがいまして、基本がそういうことございまして、御指摘の学童保育につきましてでございますが、従前の平成12年度までといたしますが、従前これは本センターだけではなくて、府下の青少年センター施設が子供会低学年部という位置づけのもとに事業展開をしてきた経緯がありまして、平成12年から学童保育的活動ということで現況のような活動に変えてきております。ただ、留守家庭児童会との関係で申し上げましたら、幾つか相違点もございますので、そういった点につきましては今後一体性のあるものに整理していくよう努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 大森君。

4番（大森和夫君） 吉野さんおっしゃったように、今日的状况の中でいろんな具体的な話し合いも行われてるということでしたけども、エリアの問題は全市的なものにしていきたいということですけども、具体的に場所が全市的に網羅するというのは、例えばそこにコミュニティバスが行った上で全市の方が、小学校の方が行くという状況もあるかもしれませんけども、やっぱり全市的に考えますと、留守家庭とかチビッコホームを充実するというのは手っ取り早いというか、一番現実的であると思うんですよ。その点でもう一度答弁をお願いしたいのと、それから今日的状况といたしますと、やっぱり市の財政難の状況、それからそれに伴って行われている受益者負担、むだをなくすということがやっぱりこれも今日的状况で話し合われるべきことだと思うんですよ。

例えば、青少年センターで行われている事業を見ますと、例えば樹氷を観察しませんかというやつが2月9日と2月23日行われてますけども、参加費が500円で行われてますよね。それで、観光バスを貸し切るということでやってますけども、50名の観光バスに実際の参加者は9日に行われた分は35名と、それから2月23日に行われたのが24名と。言うたらすきすきですわね。非常に余ってると。これは全く、もうちょっと観光バスを小さなものにするだとか、それから2月9日と2月23日、連続的にする必要があるのかとか、それから受益者負担という立場でいえば5

00円ということがどうなのか。ほとんどの行事がここは無料で行われてますよね。そういう点ではどんなふうに御論議になってるのか。その点もお答えください。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほど今日的状况というふうに申し上げた中身の問題ですけども、もちろんいわゆる今日の財政事情ということだけではなくて、青少年センターそのもののあり方に今回条例改正するのそこがあるわけですけども、従前は改正前の条例でございますけども、同和地区青少年の健全育成の部分と、あわせて本市青少年の健全育成と、こういった位置づけのもとに事業展開をしてきたわけですけども、一定の法期限の中、あるいはいわゆる特別対策の事業成果等々を踏まえる中で、これから先の青少年センターが担う役割ということで、先ほど申し上げましたように全市的な青館事業の見直しが行われまして、例えば大きく事業展開として青少年の学習活動をどう推進していくのかとか、あるいは子育て支援をどうしていくのか、青少年の自主活動支援、あるいは情報提供事業と、こういった形で新たに青少年センターの事業展開そのもののあり方の方向づけを今日さしていただいた上でということ、先ほど申し上げましたような、青少年センターというのは学童保育の事業だけをやってるわけではございませんので、学童保育の事業も含めてこれから先の本市青少年のさまざまな活動の拠点施設としての事業展開を図っていきたいと。そのためにということで、そういった背景の中で、中身とすれば、形とすれば、法期限ということありますけども、内容的に申し上げました今日的状况を踏まえてというのは、そういったことを含めて申し上げておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 大森君。3回目ですのでよろしく。

4番（大森和夫君） 法の趣旨に……（発言する者あり）

副議長（東 重弘君） 御静粛に。静粛に願います。大森君続けてください。

4番（大森和夫君） やっぱり法の趣旨を生かす

ということが大事だと思うんです。字句の変更だけではなくと思うんです、内容はね。予算も例えばチビッコホーム、留守家庭、それから青少年が今言いました地域改善、こういう法律のもとでいろんな事業を行って展開していたわけですからね。それがなくなるということですから、ある程度吉野さんが言われたような見直しというか、今日的な議論が行われると。その事業がもう変わっていくのは、当然だと思います。

趣旨からいえば、条例の中にありますように、やっぱり学童保育の育成というのが大きな条例の柱に変わっていくと思いますのでね。2つの意味があって、この法律のもとでいうと、中心はやっぱり学童保育ということになっていくと思うので、やっぱり事業の見直しというのは当然出てくると思いますわ。

それから、予算的な規模でいいますと、チビッコは8校で2,000万ですわね。片一方、青少年センターは7,000万以上の予算が組まれていると。こういう配分もやっぱり見直し配分というか、青少年センターのことを考えればチビッコの方はもっと増大していくとか、そういうことも考えられると思うんですけども、その点どうなのか。

それから、ちょっと具体的に例を挙げました樹氷を観察しませんかと、この事業に関してはどうなのか。今言いましたようなむだはなかったのか。それから、いろんなむだはなかったのかという点でもう一度御答弁願いたいのと、事業全体の中でほとんどが無料ということですよ。こういう今受益者負担という立場の中でこれをずっと維持していくのか。こういうことは、私は財政難ではあっても弱者である子供たちの部分には受益者負担という立場を持ち込まない方がいいと思いますので、こういう制度はチビッコホームなどでも広げていくか。その点、お答えください。

〔巴里英一君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 会議規則55条において、あなた読まれてると思いますが、読み上げます。発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと。議長は、

その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができると思いますが、これに基づいて運営されるのか、それともそうでないということの発言は許されるのかということでもあります。

この内容については字句の修正でありますから、そういった内容までわたって行ってない。そういう議案ではないということだけは明記しておきます。

副議長（東 重弘君） 大森君に申し上げます。先ほどの質問の中で、私はこう思うがという部分は、条例改正では有料にすべきではないという部分については、条例改正、本議案から外れておりますので、質疑……（和気 豊君「議事進行」と呼ぶ）和気君。

19番（和気 豊君） 提案の趣旨にもありますように、提案は字句の修正ですが、明らかにこの基本になっているのは法律が改正される、それに伴う条例改正です。その法が変わった中身については当然言及して問題はないと、こういうふうに思います。

副議長（東 重弘君） 和気君に申し上げます。会議規則55条について、質疑において意見は言えないということをして申し上げてるのであります。その辺御理解ください。（和気 豊君「はい、それは結構です」と呼ぶ）吉野教育指導部長。教育指導部長（吉野木男君） いわゆる青少年センター事業展開の中で、学童保育の事業をもっと重要視、重要な内容として位置づけていけると、むしろそのことが中心なんだという御指摘でございます。

その点につきましては、設置条例の方にうたっておりますように、青少年の自主的、民主的な活動の促進、あるいはそのことを通した社会文化的生活の向上、それを図るとともに学童保育を推進し、あわせて本市青少年の健全育成を図っていくんだというのが、これが設置条例の趣旨でありますし、この部分につきましては、従前からこういった内容を押さえてやってきておいて、今回法期限ということで同和地区という文言の削除を求めているものでありまして、先ほど申し上げましたような青少年の拠点施設として今日要請されてる

諸活動もさまざまな講習、講座事業として展開しながら、あわせて学童保育の事業も展開していくという、そのことも含めた上での予算措置でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） ほかに。 真砂君。
5番（真砂 満君） 一括でされておりますので、分けてというか、まず最初に青少年センター、2番目に店舗の方というふうにやらしていただきたいと思えます。

中身的には一緒だということで一括でされたんだというふうに思いますが、要は同和対策事業がこの年度末をもって切れるということにおいて字句の修正なり字句の変更ということになってきているというふうには理解をいたしておりますが、要はさっきの質問者がおっしゃっているように、同和対策事業から一般施策に移行する、その中身の議論なんですよ。

それで、青少年センターの方から議論させていただきますと、条例に書かれている設置の趣旨、これを全市的に広げていこうということでありますから、他の小学校区で行われているいわゆるチビッコホームですね。そのことから比べると、今まで青少年センターの中で実施をされてきた内容等が他の学校区まで広げられるということは、非常にその設置の趣旨からしても意義があるものだというふうにはまず理解をするわけであります。

ただ、言われてますように、今まで青少年センターは職員配置も含めて体制が充実をしてる。他の校区におかれてはすべてアルバイトということで、その中身が違うんですね。同じ保育をしているといえども、青少年センターで今までやってきた中身と他校の中身が違うということでありますから、他校の保護者からすれば不満があったのかなというふうに思いますが、今答弁の中で出ておりましたように、青少年センターで職員配置もされておりますから、そこが中核となって全市的にきちっとできるということであれば非常に喜ばしいことではないのかなと。

今、コミュニティバスの件のことも言われましたけども、それは市として持っている公共の機関なりを利用すれば十分に活用はできるというふう

に思えます。ただ、地理的な面がありますから、ちょうど真ん中ということではないですから、不便な地域もあるかもわかりませんが、それは他の機関との連携、コミュニティバスは今いろんなこと言われておりますから、それを利用する側のことを考えてコースがえを含めてやれば十分機能するのではないのかなというふうに思うわけであります。

ですから、答弁の中で確認をしておきたいのは、平成12年度から泉南中学校エリアまで拡大をし、引き続いて全市的に拡大をするという意向でいいのかどうかですね。それとあわせて、それをするならば、当然体制の問題が従前の体制のままであれば、そのことが可能なかどうか。その辺を含めてお願いをしたい。答えていただきたいのと、あわせて従前鳴滝第一、第二小学校エリアで行われてきたいわゆるサービスですね。そのサービスが4月以降も受けられるのかどうかですね。そこらもあわせてお聞かせをいただきたいというふうに思います。それがまず1点の青少年センターに関してです。

それと、泉南市設店舗条例ですね、いわゆる店舗条例。これもさっきと同じことだというふうに思うんですが、従前は当然同和という言葉が入っておりましたから、その地域エリアの方の店舗という位置づけだったというふうに思うんですが、それが外れることによって、そこに入店される方が広がるのかどうかですね。そこらをまずお聞きをしときたいというふうに思います。

それと、使用許可の基準なり、いろんな許可の関係で基準とかいろいろあるというふうに思うんですが、それが現実として正しく使われておられるのかどうかですね。この際ですからあわせてお聞かせをいただいて、新たなやり方を考えておられるのであれば、きちっとしていかないかという部分もあるかというふうに思うんです。そこらあたりはどうか。

それと、多分まだこの答えは大浦さんのところで答えていただけるのかなと思うんですけども、もし仮にこれが 違うんですか。総務かどこかになるんですか。住宅の方ですか。それなら結構です。その部分は削除してください。

以上、その2点お願いします。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 真砂議員の御質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁で少し不明確にしたまま答弁した部分があるかと思うので、改めて整理も含めまして御答弁申し上げたいと思います。

いわゆる同和地区を対象とした事業展開から泉南中学校へ、やがては来年度をめぐりとしての全市的展開というのは、いわゆる従前センター事業として展開してきた、もう少し具体的に申し上げましたら青少年センター事業というんですけど、学童保育的事業に関しましては、いわゆる留守家庭児童会同様に一定の一、二小校区と1つの措置範囲を決めて学童保育的事業をしておりますので、その分につきましては、そのままの継続でいきたいというふうに考えております。

本市青少年全体のさまざまな体験活動、あるいは学習ニーズにこたえる活動、あるいは広い意味での子育て支援活動、情報提供、こういった部分につきましては、先ほど申し上げましたように全市的な事業展開を展望しておりますし、そのためのさまざまなソフト、ハード面の今後の条件整備も検討課題としてはあるのではないかとこのように考えております。

講座事業もかなり広い網をかけたものと、講座的に1講座定員幾らという形で展開する事業もございますので、それぞれの形態によっても異なりますけれども、基本的には先ほど申し上げましたような青少年の健全育成全体に係る事業展開については、全市的な事業展開へというふうに考えておりますし、子供たち一人一人がひとしくサービスが受けられるよう努力をいたしたいというふうに考えております。

副議長（東 重弘君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君）

市営前畑の店舗の枠を広げるのかということでございますけれども、今後広げていきたいと考えております。そして、使用許可の基準については条例第2条のとおりで進んでおります。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 青少年センターの件なんですけど、部長のおっしゃってる内容でいいと思うんですけども、現実の話は私はしてるんであって、例えばその学童から外れたいわゆる青少年活動の部分ですね。その部分は確かに泉南中学校まで平成12年度から広げてきた事実というのは確認できておりますけれども、やはり一小、二小に対する部分と、極端に言うとも樽井小学校に対する部分と差があるでしょう。その差を持ったままでそのことをおっしゃってもおかしいですよ、やっぱり。するんでしたら、同じようなやり方をせなだめですよ。

でないと、片方は職員使って学校まで例えばパンフレットを持っていったり送り迎えをして、片方は勝手に来なさいよというようなやり方をするようではやっぱりいけないですよ。やっぱり平等ですらしたら平等という形をしていかならん。ただ、過去の歴史とかいろいろありますから、その辺はきちっとどの程度までお話し合いができてるんかわかりませんが、きちっと整理をした中でしていかなければいけないというふうに思うんです。

ですから、私は最初に言いましたように、サービス低下の部分についてはどうなのかということをお聞かせを願ったのですが、そのことはちょっと余り触れられてなかったというふうに思います。

ただ、そのサービスが過剰であるのかどうかという判断はきちっとしていかなければいけないし、今時代も変わってきておりますし、子供の成長度も我々の子供の時代と若干変わってきてるようでもありますから、その辺は例えば交通規則なんかもそのことを通じて守らしていくとかいう方法論もあると思います。

それとあわせて、4月から週休2日制になってきますから、その青少年センターでの活動の意義がやはり問われてくるというふうに思いますし、充実なり拡大なんかもやっぱりしていかなければいけないというふうに思いますから、それは単に同和地区だけの問題ではなくて、まさに全市的な問題であるという観点からすれば、きちっと充実強化を図っていかなければいけない問題であると

いうふうに思いますから、その辺についてのお考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、住宅の問題ですが、当然外れるということですから広げていただきたいというふうに思います。ただ、法が切れる、だからもう差別がなくなったんだというような認識で運用されるとすれば、これは非常に大きな間違いだろうというふうに思います。鳴滝地区というのは、よそから見ればやはりまだ被差別部落なんですよ。そういうような目でまだ見られておるといふ現実があるわけですから、きちっとその辺は押さえていただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点確認をさしていただきましたように、今の運用の中で正しく運用されてるんですね。それは間違いありません。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 全市的な事業展開に係る事業手法の問題ですけれども、議員御指摘のように一般対策であるという趣旨を踏まえた事業展開あるいはサービスの提供に努めたいというふうに考えておりますし、名実ともに本市の青少年の拠点施設ということでの事業展開ができるよう、学校5日制等の対応も含めまして努力をしまいたいというふうに考えます。

副議長（東 重弘君） 向井都市整備部参事。

都市整備部参事兼施設管理課長（向井清泰君） 店舗の運用の件でございますけれども、実際少し滞納がありますけれども、適正に運用されているものと考えております。

副議長（東 重弘君） 3回目です。よろしく。真砂君。

5番（真砂 満君） 滞納の問題は私言ったつもりじゃなくて、その使用している状態も含めてきちっと定められたような形式でなっているのかどうかの確認をとったわけなんです。滞納以外になればそれでいいでしょうけれども、新たに問題の発生のないようによろしく願いをしたいというふうに思います。

副議長（東 重弘君） ほかに。 成田君。

18番（成田政彦君） 青少年センターのこの条例を改正する問題についてお伺いします。

同和地区の削りと、この問題で特別事業法が3月31日でこれはもうなくなるんですが、私はいわゆる同和対策事業が一般事業に移行するというならば、例えば平成13年度まで青少年センターの事業の中で行われていた、いわゆる同和対策事業として行われていたのは一体どんな事業かと、これをひとつ教えていただきたいんです。それであれば、同和対策事業であったものはもうこれは廃止か、そうなりますかね。

資料によりますと、センターの事業構成では青少年学習活動推進事業、子育て支援事業、自主活動支援事業、情報提供事業、放課後児童会、そのほかIT講習会、泉南子ども夢活動実行委員会、こういういろんなものがここに書かれとるんですけど、これは同和対策事業の廃止に伴い廃止になるのか。まずそれですね。今まで一般地域との格差の上で同和事業として行われとったこういう事業は廃止になるのか。

それからもう1つは、それに張りついた人員が予算として約7,700万、9人の職員と1人の嘱託、そして年間318万円のアルバイト。このアルバイトの人数もかなりですね。318万近くのアルバイトというのは、総合福祉センターで大体1,400万ですわ。公民館でアルバイトはなし。公民館は6,600万でアルバイトはありません。そういう点でいくと、この青少年センターのアルバイトの人員数も抜き出とると、これ、318万。ということでこの人件費の問題ね。一般対策に移るんですから、今やっとなる同和対策事業としてのこういう活動をやめれば、もちろん行革の一環としてなると私は思うんです。

そして、もう1つは、学童保育事業、今後もう同和対策はなくなりますので、一般の学童保育並みの事業で今後この青少年センターの事業を行われるのか。そういう点になるのかね。今まで削られる、どういう事業をやめられるのかね。一般に移行するからね。全く何も変わらんかったら、同和対策事業ですか……。

さっき、現在一般とやっとなると言いましたけど、我々が数をちょっと見た限りでも、大体一般地域と同和地域の子供たちの参加人数を見ますと、鳴一と鳴二で年間大体800人前後、雄信と樽井小

学校で大体200人前後ですから、4対1、鳴一、鳴二が4倍近く青少年事業の活動の中に参加すると。生徒数から見たら、樽井と雄信の生徒数と鳴一、鳴二の生徒数を総合したら、これは全く話になりません。

そういう点で、真に青少年センターが一般に移行して、例えば中央児童館的な施設として全市内に開放されると、僕は大賛成です、これは。もちろん、これは大賛成です。その具体的な予算の中身等どうなされるのか。今、同和対策事業でやられとる事業については廃止やというふうになるのか。その点ちょっとお伺いします。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 初めに全般的な部分から御答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、これは本市青少年センターだけではなくて、府下のいわゆる青少年センター的施設の事業のあり方ということで、従前ありました同和地区青少年センター運営補助金あるいは同和地区子供会活動費補助金、社会同和教育指導員設置補助金等々が再編統合されて、平成12年度より一般施策の補助事業ということで予算書等にも書かれておりますように、地域青少年社会教育総合事業と、こういう位置づけで平成12年度から事業展開をしておりますし、その平成12年度を迎えるに当たりまして、先ほど申し上げましたように今後のあり方をどうするのかということで一定関係者の協議もし、一定の取りまとめをして、先ほど申し上げましたような青少年学習活動だとか子育て支援事業だとか、自主活動支援事業、情報提供事業、あるいは学童保育的の事業ですね。こういった事業を展開していくという方向づけを行い、具体的にそのような活動をしてきておるわけでございます。

そういった中で、じゃこの中で同和対策事業として何を削っていくのかということで、同和対策事業、いわゆる同和対策という意味の特別対策という意味でいいましたら、平成12年度からもうそういった事業手法は取り入れてやってきておるわけで、従前はその対象領域をいわゆる非常に解決の急を要する課題だということで同和地区の子供たちに一定エリアを限定しながら事業展開して

き、その内容というものも、学習活動もあれば、そういう体験的な活動もあれば、今日の生涯学習の中で求められているような事業というの、当然同和地区の子供はそれを求めておるわけですから、そういう活動はやってきておったわけですから、そういった中で先ほど言いましたように、結論的に申し上げるならば、来年度からいわゆる活動エリアを全市的にとということで、例えばあらゆる講習、講座事業につきましていろんな手法、広報等使いながら全市の青少年の参画を呼びかけていくと。

ただ、今日的な経緯の状況がありますから、あるいは今日の経緯と申し上げましたら、やはり位置的な問題とかなじみの問題もありますから、樽井や雄信の子供たちも年次を追うごとに、あるいは活動内容に応じて順次たくさん参加できるようになっておりますし、13年度に一定試験的にとということで、全市的な事業展開をしましたところ、むしろゆめ基金を活用した事業展開を一部参考

これはあくまでも参考ですが、かなり広範囲な、むしろ鳴一や鳴二の子供よりも他の小学校からもたくさんの参加があるというような事業展開もあります。ですから、名実ともにそういった中身になるよう展開をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 成田君。

18番（成田政彦君） その回答にはなってないんですけどね。具体的にその予算額でどうかというと、ここ五、六年見ると、いわゆる一般に施策を移行するんやという方向で12年から取り組んどうというんですが、実際は予算現額を見ると、700万前後で、全く予算の変化はないし、それから職員の対応、これ見るとそれも全くあらわれてないと。

さっき言うたでしょう。平成13年の活動記録を見ますと、延べ人員で鳴一、鳴二で800人、雄信、樽井で200人と。若干窓口を広げたようですけど、しかしその中をよく見ますと、鳴一、鳴二の子供たちだけのこういう行事もかなりたくさん組まれています。だから、同和対策事業として行われとるものと一般対策に移行するものを極

めて厳密に区別し、これは必要ないと、そのものははっきりもうなくすべきやと、私はそれは必要だと思っんです。

そして、9人の職員が配置されとるんですけど、9人の職員が必要なのかどうか。アルバイトで、恐らくこんな膨大な事業をやって、こんだけ膨大な事業をやりますからね。ここに出されたやつ、延べの参加人員、年間にしますと1,000名近くの人が延べこれに参加しています。そうすると、アルバイト賃金318万とか、それから7,000万というお金は私は多分必要やと思っんです。

そういう点ではそういう点にメスを入れて、必要なものは必要であろうと思っんですけど、特に同和対策事業として今まで手厚くしたところは、やはりそれはなくすべきやというふうに思っんです。

7,700万、アルバイト賃金318万、非常に厳しい行革事業の中で、市長は人権、定員管理と称していろいろ意見はあるけどやっとるんですけどね、やはり1地域にこれだけ、7,700万というお金を使うということについては、子供たちにお金を使うことには反対はしませんけど、ただ公民館対策に6,000万足らずだとか、学童保育が2,000万足らずと見たら、やはりそれは平等に、一般に移行するならそういう点はきちっと考えて、名前だけ変わったけど、やっとることは全然変わってない。お金も全く同じお金を使っとるのではね。今度、個人給付もみんな切られるでしょう。なくなるでしょう。そういう点から見たら、やはりこれは厳密に一般に移行するならば、精査すべきやと私は思っんです。その点どうですか。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 簡潔明瞭に答えさせていただきます。

現在、青少年センターで先ほど申し上げましたようなさまざまな領域、分野で事業展開をしてる事業の中で、特定地域を限定した事業展開はしておりません。ただ、現況の経験則とか、あるいは体制の問題があるから、当面泉南中学校と、来年度から全市的へと。ですから、特定の枠をこしらえた事業展開は一切しておりませんし、全市にオープンということで事業展開をいたしておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上

げます。

副議長（東 重弘君） ほかに。 質問者の手がたくさん挙がりました。質疑の途中ですが、3時30分まで休憩します。

午後3時02分 休憩

午後3時31分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの2件の議案に対する質疑を続行いたします。質疑ありますか。 松本君。

11番（松本雪美君） 先ほどからの論議を聞かしていただいて感じる所ですけれども、この青少年センターは字句の修正ということだけでは済まされない大きな根幹、この泉南市内の子供たちを守る行政として、大きく基礎的に考え方を変えていかんとあかん、転換していかないかん、子供を守る施策として位置づけていく施策やと、私はそう思ってるんですね。そういう点から見て、市内の全行政区の子供たちをどう守っていくか、そういう点で施策を充実さしていかなければならないと思っんです。

この今の青少年センターの位置というのは、当然鳴滝の地域にあって、しかも同和地域の子供たちということではいろいろ青少年へのサービスが行われてきたということですが、この樽井と書いてる参加者の人数ですね、資料にいただきました。これはあれですか、前畑団地も樽井の住所なんですけど、この子供たちは樽井小学校の子供たちですか。それとも鳴一の子供たちの人数ですか。

その辺も聞かしてほしいのと、それから全地域へのサービスをしていくという点では、児童館という役割、それから青少年センターという役割でどのようなことを考えられていらっしゃるんですか。

議長（角谷英男君） 藤原青少年センター所長。
教育指導部青少年センター所長（藤原信幸君） お答えします。

樽井小学校の参加人数でございます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） いわゆる児童館的な、条例にも明記しておりますように児童館併設と、こういう位置づけになっておると思っんです

が、これは建設当初のいわゆる建設の補助金の一部が児童館という位置づけになっておりまして、ですから青少年センター全体の中の一部の施設が児童館としての位置づけの中で建設当時の補助金を使ってるということの中で児童館併設ということに現況なっておるかと思えます。

先ほど来申し上げておりますように、児童館としての役割、あわせて青少年センターとしての事業展開をしているのが現況でございます、具体的に申し上げましたら、狭い意味ですけども、児童館としての位置づけということで一般的に言うところの留守家庭児童会、学童保育の事業もやっておりますし、今日、市内の小・中学生を中心とした小・中学生が願うであろう事業展開というもの、現況かなり大きな部分として事業展開をしております。

今後につきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、市内全域の子供たちを対象にした事業展開を現に図りつつありますし、今後ともその点に重点を置いた事業展開をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 私は具体的にどのような、全市内的に子供たちの子育て、子供たちのそういう充実した校外活動も含めて、いろんな活動を含めてやっていけるのかということを知りたいんですが、現にやっているとかということで、ただ一般開放したということで、鳴一、鳴二の学校の校区を外して泉中校区に変えたというだけで、何を具体的にこれから考えていくのかということを私は聞かしていただきたいんですよ。

それで、例えばこの事業内容のことですけども、体験活動推進事業という中には、1年生から3年生までの子供たちを4月には末広公園で遊ぼうとか、身近な春をみつけようとか、蜻蛉池公園に行こうとか、映画会をするとか、月に大体4回から、少ないときは3回のときもあつたりとかしますけど、夏休みなんかでは5回、6回、7回とかいうことで、たくさんの行事を組んでおられるわけですよ。

だから、この地域に住む子供たちはこんな形で

いろんな行事に参加をしていけるわけですけど、全市内で子供たちにこういう機会をつくってあげようという、そういうことを考えていくときに、今の体制の中でも、例えば事業の中身を精査して、私はこの事業は例えば信達小学校の校区の子供たちも、東小学校の校区の子供たちも一緒に参加できるように出張サービスをしたり、一緒に募集をして、それから海に連れていこうとか、計画すれば幾らでもできると思うんですよ。だから、具体的に一体何を考えておられるのかなということですね。キャンプに連れて行ったり、それからいろんな事業をするときに参加を募る場合、幾らでも方法はあると思うんですね。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） まず、活動の中身でございますけども、議員の御指摘もございましたように、市内全域のできる限り子供たちの活動ニーズというんですか、学習ニーズをまずは計画の段階から十分吟味することが大事だろうというふうに思います。

それから、こういった活動、ああいった活動がこの期間、この場所でやられますよという周知徹底方、泉中校区に広げた段階ですけども、可能な限り広報による事前周知方、あるいは各学校を通じた周知方もやっております。

それから、中にはやっぱり確かにこれまでの経緯とか、位置的な関係等から十分青少年センターが全市的になじみ切れてないという部分もあるかと思えます。そういった意味でいえば、例えば出前講座的な、ある小学校をエリアにした特設の事業展開ということも1つの活動の手法としては十分あり得ると思いますので、それは来年度の事業計画の中に十分生かしていきたいと思っておりますし、要は市内全域の子供たちの活動に十全にこたえられるような内容、手法を十分に取り入れていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 松本君。3回目です。

11番（松本雪美君） 同和事業としてやられてたときの状況をそのまま継続して、そしてこの泉南市内の子供たちの中に学校教育もそうですし、地域での社会活動もそうですし、格差があっては

ならんと思うんですよ。どの子ども同じように育てるための努力は、これは教育に携わる泉南市の教育委員会の責任ですわ。だから、事あれば泉南市内の全地域で児童館建設のテーマにして計画をつくっていくというのも1つの方向づけでしょう。

そして、その施設のない時期には出前で子供たちを集める計画も必要でしょう。それから、先ほど大森議員が言ったように、コミュニティバスなんかでもバスの停留所はあっても、それは岡田の方へ回っていくバスの停留所でしかないわけですよ。全市内回る停留所にはなっていないということでしょう。だから、1つの施設しかないということがもうまず問題ですから、この青少年センター及び児童館設置条例のこの改正をするという今のこの時期に、1つ大きなテーマを持って子供たちの健全育成のために、泉南市内の子供たちに格差が出ない社会活動の場を与えてあげてほしい。そういう計画をつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 今般お願いしておりますのは、先ほど申し上げましたように地対財特法の法失効を踏まえて、そういう状況を踏まえて所要の改正をするということで上程をいたしておりますものでありますので、その点御理解を賜りたいと思いますし、今後の青少年の育成というんですか、そういったことにつきましては、また1つの研究課題として考えてみたらどうかというふうに考えております。

議長（角谷英男君） ほかに。 小山君。

3番（小山広明君） 今回は地対法の失効を目前にしての条例の文言の改正ということではありますが、これを読んでその文言だけ変えるということでの提案でございますが、例えば一番初めのこの青少年センターの分でいいますと、この同和地域の青少年の自主的、民主的な諸活動を促進しというところで、この同和地域というものを削除するということで、後の青少年の自主的、民主的な諸活動を促進しというようなことは残されておるんですね。

ほかの条例も若干見ましたけども、こういう文言はなくて、いきなり青少年活動の健全な発展と

向上というようになってるんですよ、普通はね。だから、自主的、民主的というものの裏にあるものは、やはり同和問題、部落差別の問題を社会的な責任として、そこの運動は自主的に、また民主的なことを基本として、歴史的にも、また社会的にもそういう被差別地域をつくってきた社会的な責任として、そういうところの自主的な、民主的な諸活動を推進する中で、あわせて一般地域というんですか、社会全体の健全な発展を目指すという、こういう構造になってるんですね。

この文言だけして、自主的、民主的というのを残しておるとということにも、やはりこの問題、単なる言葉の1つを取ればいいという問題じゃなしに、やはり設置目的の中に我々が許すことのできないそういう地域を差別してきたということを払拭して社会全体を発展させていこうと。逆に言うならば、社会発展の大きな障害になっておったと、そういう認識がここに読み取れるわけなんですけど、そういう点でやはりこの設置という問題の議論を、結果がどうなるかは別として、こういう地対財特法はこれで法律がなくなるわけなんですけど、当然これは時限的な法律の性格を持つのは当たり前ですが、じゃ現実にはそういう課題とした部落差別というものが払拭されたのかということは、私は至って疑問なところが形を変えておると思うんですね。

というのは、これが目指すところは、単なる被差別地域の人たちの問題ではない。社会全体的な問題として受け取ろうという中で、国が特別な法律をつくって地方自治体に特別な財政負担をかけない形でやってきたことが、先ほどの議論もありましたけども、ここは正職だけでも、ほかと同じような機能を持ったところはアルバイトで処しておるとということにもあらわれておるように、社会全体が発展しなければ部落問題も解決しないという、そういうところに立つならば、今回のこの一般施策に移行するという課題というのは大変重いと思うんですね、逆に。

そういうことで、差別ということは一般的にあるわけじゃなしに、ほんとに限られた部分的なところにある。それが部分の問題じゃなしに全体の問題として、とげとして全体を病ましていくとい

う、そういう問題ですからね、少数と多数の問題ではないです。少数の中にこそそういう問題があることが全体の問題だという、そういう難しい問題に取り組んだ、日本の憲法を基盤にした歩みがあると思うんで、ここで私たちはもっと自主的にこういう問題の対応をしないと、国や府がやってきたことに従来のとおり合わせるといやり方は、真の願いとした部落差別の解消にはならないんじゃないかなと、私はこれを読んでそう思います。ほんとに私たち、まだまだ部落問題というものがほんとに一人一人の問題になり切っておらないということは、正直私自身も振り返りながら思いますよ。

そういう点で、単にこの文言を変えるというんじゃないしに、この自主的、民主的ということに含まれておる思いは、やはり部落差別という問題の解決の立場をここに僕は願いとして持ってると思うんでね。もっとこの条例のこういう変えていくというのは、議論をして変えていくべきじゃないかなと思うんで、その点を1つお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1つはこの店舗の方ですね。泉南市設店舗条例の方でも、内容を見ましてもやはり特別にそういう差別を受けた人たちの立場に立ってこの店舗条例というものが全体的には構築されとると思います。そういう点で、これもほかのところを直さずに、この条項を見ますと、やはりこれも議論をして変えていかないといけないんじゃないかなと思います。

例えば、使用許可基準というようなところでも、市内に住居もしくは営業所を有する者で市長が特に認める者とか、こういう何か市長が特に認める者という文言が入ったり、それから市長が適当と認める保証人が2人ある者とか、それから店舗で営業を営むに足る資力、信用及び技能を有すると市長が認める者というように、かなりこの辺で一般的な求めてる条件ではなしに、何か特別にそういう配慮をしなければならないというようなところが感じられますし、使用料についても、1平方メートル当たり月額1,000円という値段の決め方についても、やはりそういう経済的な格差のある中での配慮がここにも私は読み取れるわけ

ですが、そういう点でもやっぱり構造全体を議論する中で、名前はある意味で僕はあってもいいと思うんですけども、名前を変えるだけで、ほんとのこの中身全体を議論せずにこうやって提案するというのはいかがなものかなというように思います。

それから、細かいことになるかわかりませんが、このときに変えてほしかったなと思うのは、し尿処理の問題が掲げられとるんですが、現在あそこはもう水洗化しとるはずですね。

そういうように、細かいことになるんですが、やっぱり現状に合わせて文言を変えるだけじゃなしに、そういう議論が私は必要ではないのかなと思うので、その点をお聞かせをいただきたい。基本的な質問になりましたけども、よろしく願います。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 質問の趣旨が十分とらえ切れてない部分もございますけども、設置条例の第1条に押さえをしておりますように、いわゆる基本的人権の保障と、そのことを青少年活動の中に置きかえてどうなんだということで青少年の自主的、民主的な諸活動と、こういう言い方をしてるというふうに理解しておりますし、一般論としても青少年の活動というのはまさに自主的、民主的活動でなければならぬと。これは当事者の主体性というんですか、を尊重した言葉だろうというふうに考えております。

御指摘のとおり、法の失効によって所定の手続を踏むということだけでありまして、従前から明らかにしておりますように、同和行政そのものを否定するものでは決してございませんので、青少年センターにつきましては、従前より大事にしておるすべての人々の基本的人権の尊重、とりわけ青少年の諸活動の中でその基本的人権が尊重された諸活動が内容としても権利としても保障されていくと、こういう認識で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 同和行政の特別措置法の法期限ということに伴いましての同和事業、

同和対策の見直しについての全般的な御質問であったのかと解釈いたしますので、その部分について御答弁をさせていただきたいと思ます。

まず、大阪府の同和対策答申が前回は申し上げましたように9月に出されました。その中で、平成14年度以降は財政法上の特別措置の前提となるいわゆる同和地区の地区指定は当然なくなります。同和対策事業の対象となる同和地区の概念は存在しない。今後、同和問題解決のための施策は、同和地域、同和地区出身者に対象を限定いたさず、さまざまな課題を有する人々を対象とした一般対策を活用して、相談活動を通じて行政ニーズを的確に把握しながら推進していくこととなります。

また、財政法上の特別措置という意味合いを持つ同和対策事業は、今後はなくなります。同様に、特別措置としての同和対策事業の対象者を指す同和関係者も今後は我々としては使用いたしません。

しかし、施策として今議員がおっしゃったように、地区についての件につきましては、当然法がなくなっても一般施策を有効に活用して地域の福利厚生に努めると、これは当然でございますので、そういう方向で今後も施策を進めていきたい、ということでございますので、御理解をいただきたいと思ます。

小山議員のおっしゃる部分については、十分に我々としてもその部分については理解し、それに伴いまして進んでまいりたいと、こういうように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 小山君。

3番（小山広明君） 何を言わんとしとるのかわからん失礼な言われ方をしたんですが、私はちゃんと議論をして、文言だけを変えるんじゃないに、全体の流れと関係しておりますから、十分議論をしてこの条例を提案すべきじゃないかという、そこが結論ですよ。だから、同和地域の自主的、民主的というふうにここだけ入るとるから

青少年の自主的、民主的とね。そこにやはり同和問題の解決のために、やはり自主的、民主的ということの特に入れてるとい、そこがやはり基本ですよ。

それが大きく一般施策として、今度今まで国の

そういう財政的な裏づけの中でやってきたものを、ある意味でこれも地方分権として地方が一般施策の中でそういうことにこたえていこうという、そういうことですから、これまで以上に地方自治体の自主性がやっぱり問われるわけですね。だから、でき上がったものがいいという問題だけじゃなしに、やっぱりその議論を重ねながら、泉南市の青少年センター及び児童館設置条例というものをどうしていくのかということ、そういう審議機関もあるわけですから、そういうものを十分議論をした上で、やはり行政としてのこういう提案をするべきじゃないかというのが私の基本的な指摘ですよ。

私、そう言ったつもりですよ。その中でいろいろ前段は言いましたけども、結論としてはそういうようにやはりきちっと議論をした上で出すべきではないでしょうかということ言ったんで、私の言い方が悪かったんかどうかわかりませんが、そういうことで今回これ提案されてしまっておりますからあれですけども、この本会議でいきなり文言の変更だけという提案のあり方は、この性格上、私は至ってまずいんじゃないかと、そういうことなんですよ、基本的にはね。

大浦さんのはなかなか文章を読まれたからそつはないんでしょうけども、あれだけではちょっと人間の思いにぴしっと僕は伝わってこないですよ、あれだけでは。もう少しあなたの本音、担当部長としての本音、この部落問題を一般施策に移行された中でどうするのかという基本的な理念をお話しいただきたかったんですけどね、それはそれで結構です。

そういうことなんですよ、吉野部長。それだけ教えてください。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほど申し上げましたとおり、本青少年センターの設置にかかわり一定の議論の集積として現行の条例がつくられたわけでありまして、今般新たに条例制定をするということではなくて、今日的な状況を踏まえた部分の所要の改正をするということでございまして、従前から先ほど申し上げましたように第1条に何を基本として青少年センター事業を展開する

のかというのは従前に触れられていると思いますし、今後もその点を踏まえた事業展開に努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 小山君。3回目です。

3番（小山広明君） いや、吉野部長、私が言おうとしするのは、文言だけ変えて、あなたはこの条例は変えずに、これから具体的な施策展開の中で文言を削ったものを生かしていきたいということでしょう。結論的にあなたが言おうとしするのは、私はそうじゃなしに、この文言だけじゃなしにこのずっと内容として書かれている条例の中身がやっぱり基本ですから、ここをやはり議論しながら変えていくということが大事じゃないかと。その後に具体的な施策はそらいいですよ。

そら自主的、民主的ということが僕が思うようなことでないというのはそうかも知れませんが、私はやはり単なる同和施策という、同和対策ということを取れば、そのあとはなぶらんでいいという内容じゃないと思うんですよ。

だから、そういうことを議会の中にも同和問題を、部落問題をちゃんと議論する場もあるわけですし、もっと市民の中へ入って、こういうときに議論をして、そういうものが集約された中で報告しながらこの条例改正をしていくべきじゃないかということ提案しとるんですからね。そういうことなんで、もう2回は結構ですけども、そういうことですよ、私が言おうとしするのはね。だから、そういうことをされずに出てきた状態ですから、今後そういうものをちゃんとした形でフォローしていただきたい、そういうことです。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 論議が尽くされてきたように思いますので、私は今までの論議を踏んまえてごく簡単に、泉南市の市設店舗条例、これについて少しお聞きをしたいと思うんですが、まず前提になるいわゆる地対財特法ですね。これの失効に伴って、同和対策事業を一般対策としてやっていくと、こういう大前提があるわけですが、国の基本的なそういう失効に際しての具体的な方針ですね。これは担当の総務省地域改善対策室から方針が出てというふうに思うんですね。その方針は、特別対策の法令上の根拠がこの3月31日を

もってなくなると。

それから、同和地区を取り巻く状況は、これまでの膨大な事業実施により大きく変化しました。我が泉南市でも200億を超えるような、99年までで197億と、こういうふうな膨大な投資がやられているわけですが、そしてそのことによって大きく変化しました。差別解消に特別対策は必ずしも有効であるとは言えない。

さらに、同和地区、同和関係者を対象に限定した施策は、人口移動の激しい今日の状況では実務上困難だと。もう私、同和地区指定の、この指定された地区の中に大変な混住化が進んでいる。私、半分以上の混住化が進んでいるというふうに思いますよ、現実ね。

そういう中で、そういう諸般の状況を踏んまえて今回のこういう一般施策がやられてると、こういうふうに伺いをしていいわけですね。そういうふうに理解をしていいわけですね。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 今回御提案申し上げます泉南市設店舗条例の改正でございますけども、これは字句の訂正でございますが、第1条の同和対策事業、この部分を変更するものでございます。字句の訂正でございますが、中身は大きな意味のあるものでございまして、私ども店舗については、これは同和対策事業といたしまして国から補助を得て今日までやってまいりました。

今回、法期限後はどうするかということでございますけども、先ほど議員が申されたとおり、基本的にはそのとおりでございますが、我々に対しても住宅局の方から通知が参っております。これには、ちょっと長いんですけども、住宅施策においても対象地域または対象地域の住民に対象を限定とした国の特別対策は平成13年度をもって終了することとなるが、依然として住宅に係る施策ニーズがある場合には、平成14年度以降は一般対策により対応するものであること、ということになってございますので、私ども店舗については、これはただ単なる店舗じゃなしに、やはり市営住宅の生活利便施設であるということ。それからまた、コミュニティの形成の場と現在30年近くなっておるわけでございますので、これらをどうこ

れから一般施策として維持運営していくのかという部分については、十分に検討しなければならぬということでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） いや、ちょっとね、今基本的な方針については、私が今冒頭申し述べたことについて御同意をいただいた。「がしかし」がありました。その「がしかし」の点なんです、ちょっとその中で私ひっかかるのは、これからまだいろいろ熟考しながら具体化を図っていくんだと、住宅局のその方針にのっとってですね。そういう言われ方をしたと。

しかし、行政が事を運ぶ場合には、条例をつくってその条例に基づいて施行していくわけでしょう。この条例には、条例足らざる部分を例えば市長が認めるものと、これを受けた、どういう場合に市長が認めるんだと、施行規則もあるわけですね。施行のための規則があるわけですね。これで方針というのは具備されてるわけです。これを方針にのっとって具体的にしていくと、こういうことでしょう。細則まであるわけですよ。これ以上何考えていくんですか。

確かに、言われるように考えていかなければならない部分、非常に条例提案としては不備だというふうに思いますよ。単に同和対策事業をいわゆる住環境整備と、こういうふうに変えるだけで、あと例えば第4条の使用料ですね。1平方メートル当たり月額1,000円と。この1,000円という根拠ね。私は同和対策事業であるがゆえに、こういう低廉ないわゆる使用料の積算の基礎がここにうたわれてるというふうに思うんですよ。

これは一般施策ということになれば、当然事業を進めていく根拠法令である条例ですね、市の。これをやっぱりいらわなあかんのではないかとこのように思うんです。4月1日から施行でしょう、これ。それやったらここもいらわないと、これは施行まで期日をうたっているのに、そして同和対策事業じゃなくて一般施策としてやっていくというのに、相も変わらず使用料は従来の同和対策上のまま特別な低廉な価格で据え置かれていて、これはどうなのかと、こういうふうに思うんです。

だから、熟考せなあかんというのは確かにそう

だろうというふうに思うんですが、それならば施行期日のところはもうちょっと先延ばしにして、そこから逆算して熟考し、具体化を図る点は大いに論議を尽くしてその点は変えていかれる、これがあるべき条例の提案の仕方ではないですか。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 店舗の設置の趣旨は、先ほど申しましたように公営住宅の生活利便施設であるということ。また、地域のコミュニティが形成される場であることを維持するという。これらが店舗のいわゆる設置の趣旨と置きかえるわけございまして、なるほど使用料の問題とか、それから使用許可の問題、これらにつきましては今後やはり検討しなければなりません、何も同和対策事業から一般施策に移ったからといって、店舗の使用料が下がるとか上がるとか、そういう議論はちょっとおかしいのではないかなと私は思っております。ただ、社会情勢に見合った形の店舗使用料なり保証金なりは、やはりきちっと検討していかなければならないのではないかとこのように思っております。

議長（角谷英男君） 和気君。3回超えました。

19番（和気 豊君） 何がおかしいんですか。諸般の社会情勢にのっとって、これは大いに見直しを図っていくと。今も言われたじゃないですか。そういう言い方を私はしているんですよ。やっぱり低廉な駐車場料金については、これは見直しを一方では提案されているわけですから。それも、ほんとに利用者は地域にかなり限定されると思うんですが、口ではあまねく広く皆さんに御利用していただくと、一般施策の駐車場としてね。そういうことになっても、やはり実際地域は限定される。しかし、値上げはやっぱり一定社会情勢に見合ってされるわけですから、その辺はどうかというふうに思うんですよ。

それと、もう1つ、空き店舗対策ですよ。これは實際上、一般にこの施策を徹底して広く御利用いただくと。先ほどから答弁ありますから、それを前提してお伺いをしたいんですが、そういうことになれば、これは当然その周知方をどういうふうにされていくのか。

それから、實際上今3店舗空き店舗であるわけ

ですが、これを速やかにこの条例にのっとって住環境整備、地域のコミュニティの拠点、そして市営住宅居住者に対する消費活動の場と、こういうことで大いにこれ利用していかないかんわけですからね。そういう点では、この改修予算等、具体化に一般施策に移行する上で予算の裏づけ等具体化にあるのかどうか。4月1日施行ですからね、その辺はどうでしょうか。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 今、賃借者のおらない空き店舗が1店舗ございまして、あとの2店舗につきましては、今現在、前利用者から当然家賃も入っておりませんので、返すように返還の手続を進めております。間もなく返還の手続が終わるという段取りになっております。

この3店舗は当然古い店舗でございますので、改修をしなければ次の賃借者が当然利用できないわけでございますので、今までは利用の申し出があった場合、その利用申し出者について適格であるかという判断をして、それから店舗の改修を行ってきたわけでございますが、今回やはり生活利便施設でいくと、住環境の整備でいくということでございますので、どういう種類の業種であるか、そこらも判断して、一般にやはり公募も必要ではないかなというふうに思っておりますのでございます。

予算は今現在計上しておりません。修理してさあどうぞというわけにはいかない部分もありますので、きちっとやはり利用者というんか、これらの判断をしなければ修理をして空き家にしておくと、かなりの傷みが激しいということもありますので、今現在は予算は計上いたしておらないところでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。締めてください。まとめてください。

19番（和気 豊君） 店舗なんていうのは、利用者の側からいえば、消費者の側からいえば、やっぱり10店舗ですか、全部そろって、そこで一定の供給があって需要が満たされると、こういうことで初めていけるんですよね。市場なんかでも、そこで主要な素材提供である肉屋さんとか八百屋さんが抜けますと、もうガタッと利用者が減って

いくんですよ。営業してる皆さんにとっても御不幸なことなんですね。もちろん消費者は大変ですけれどもね。そういうことでは、やはり当初のまさにコミュニティとして、あるいは地域の消費者活動の拠点として、その利便を図っていくと、利用者に利便を図っていくという立場で全部充足をしていくと、こういう立場に私は立つべきだというふうに思うんですよ。

それから、その上でやはり整合性ですね。実施機関との、この施策の実施との 条例を根拠に施策していくわけですから、何回も言うように。そういうことであれば、それに見合う具体化な措置は、予算がなければ事が運ばんわけですから、予算措置もしていくと。これが当然のあり方ではないかというふうに思うんですね。

こういうものはもうこの3月31日をもって失効するということは早くからわかってるわけですから、そういう方向をなぜとれなかったのか、私は残念だというふうに思います。ほんとに広く公論を起こすと。そういうことは必要ではなかったかというふうに思うんです。

それと、今回公募されるという1点にのみ絞って最後にお聞きしたいと思うんですが、これの受け入れですね。募集をどこで受けるのか。市同促あるいは地区協との関係もあわせてお示しをいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 当然、公共施設でございますので、泉南市が募集を行い、泉南市が入居者の決定を行うということでございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 非常に名称変更だけでこれだけとうとうと論議されるというのは珍しいことではありますが、1点、2点、3点お聞きしたいんですが、先ほどの答弁の中でありました青少年センターについては、現在において泉中校区ということで児童保育ですね、これを児童館としての役割も含めて果たすということでもありますけども、それだけじゃなしに、私が一番聞きたいのは、青少年センターの名称が同和対策ということで変わり得たから即変わるんだという、いわゆる名称変更が即全部変わるんだという言い方がかな

り出てるわけでありませう。

その中での答弁では、泉南市内全部広げていくんだと。それは当然僕はいいいことだと思ひ、そういう点は賛同するんですが、それについて泉中校区だけでもかなりの人数がおられるんで、その方々あるいは子供たちを収容というか、そこで学習したり預かり保育したりということができ得る設備内容になってるんかどうか。それがないまま全体的に広げていくことによって、計画性なしに広げていくことによって、そのことにそごを来したときに、改めて予算を組んでやるんだということにならないのかというふうに思ひんでね。

そういう意味では、予算の中にきちんとそのことを、名称変更するということは、それが拡大していくということは、実は条例変更の中にあるわけですから、そういう意味では大きく予算的措置も講じていくということが大事であると。それは3年計画なのか5年計画なのかということになされるという構えがあるのかと。と同時に、その中で人権という問題を改めてきちんとカリキュラムの中に組み入れていくということになるのかどうかという、この2点まずお願ひしたい。

それと、前畑の店舗なんですが、これは既に30年近くたってるわけですが、この店舗が実は借家人、貸借の人が少ないということは、はやらないということが第一なんですね。平米1,000円といたらかなり高いですよ。10坪で3万3,000円になりますから、かなり高い家賃かなと。そういう意味では、本来あそこの目的は、部長は御承知と思ひますが、いわゆるスーパー形式をとろうということではじめたはずなんですね。地域の集合体としてのスーパー形式をとって、市民にできるだけ安価に提供しようというのが目的であれば許可された、いわゆる個々の店舗ではなかつたはずなんですね。

そういう本来の目的に僕は沿った形での今後のあり方というものも考えていかなきゃならない。コミュニティというのは、そういう意味での1つの考え方になるん違うかというふうな形でのいわゆるリードの仕方といひますが、と同時にあそこの出入り口が4カ所あるわけですが、今の状態であなた方あの中に入って買い物しようという気

持ちになれるんかどうか。

一切いらわずに、いわゆる改装もせずにあの形で、手であけて閉めて、手であけて閉めてというふうな形の店舗形式が、果たしてこのままで入ってもらえるような形になれるんかというふうなことを踏まえて、そういった意味の改修、改造のものも含めた全体的なものをやっぱりやっていかなきゃならない。それに対する計画なり予算的手だてというものを考えていくということになるんかどうかということではひとつお聞ひしたいです。

議長(角谷英男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 巴里議員御質問の点について御答弁申し上げます。

名称の文言の削除と内容の問題でございますけれども、活動領域につきましては、先ほど申し上げましたように従前から活動エリアの拡大を図ってきております。内容といたしましては、先ほど申し上げましたように広く小・中学生を対象にしたいわゆる青少年の健全育成という領域の事業と、学童保育的な事業というのが1つの柱として展開をしてきておるわけですが、いわゆる大ざっぱな分け方でございますけれども、学童保育の事業につきましては留守家庭児童会との関連性もございますので、一定事業目的、趣旨が共通いたしておりますので、現行の一、二小校区の1年生から3年生の子供を対象に学童保育事業の位置づけをしております。

それから、いわゆる広く青少年を対象にした各種講座事業等につきましては、逐次泉南中学校区へと現在活動領域を広げてきておりますし、樽井や雄信の子供たち、あるいは広く泉南中学校の子供たちという形で日常の来館活動、あるいは各種講座事業等も逐次参加状況が高まってきております。そういった中で、今後全市的な事業展開ということになったときに、ソフト、ハード面の対応が今後十全であるのかということにつきましては、例えば立地条件としての車の駐車の問題等、あるいは子供の野外活動の場等、いろんな今後検討すべき諸課題が全市的な事業展開を図る上で課題があるということにつきましては、認識をいたしております。

また、ある面では、例えば公民館事業との重な

っているみたいな部分も現況幾つかあるかと思えますので、教育委員会全体としての青少年施策というんですか、そういった整理もしていきながら、必要なことについては必要な対応が要るのではないかと考えておりますし、さまざまな活動の1つの基盤に人権尊重という理念あるいは内容を踏まえるとともに、具体のカリキュラムとして今日のマルマル問題という形の人権問題の学習も当然ございますし、さまざまな体験活動や学習活動を通して子供たちが人権問題を体験したり、学んだり、あるいは活動の中で豊かな自己実現をしていく、あるいは豊かな人間関係をつくっていく、こういったことも極めて人権教育の重要な要素と考えておりますので、そういう意味の事業展開というんですか、カリキュラムというんですか、あるいはカリキュラムの中の1つの視点というんですか、そういうことも考えながら今後とも事業展開を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 前畑団地の市設店舗でございますけども、議員御指摘のように東西南北に十字の形に通路がございまして、通路そのものもかなり狭いし、また床なんかかなりでこぼこに傷んでおるところでございまして、抜本的な修理を行って、やはり商売として成り立つ店舗でなければいけないわけでございますけども、残念ながら現状はいわゆる照明も暗いし、商売としては成り立ちづらいという部分がございまして。これによって、いわゆる家賃額といいますが、平米単位1,000円と決めておるわけでございますけども、この単価について云々という議論はしなければいけません、やはり根本的には前畑の10棟の1階部分に店舗があるということでございますので、これからはやはり30年以上たった建物、これについてどうするかという議論の中で、前畑10棟のどうするかという議論の中で店舗部分についても考えていかなければならないと思います。

それと、営繕は努めてやらなければならないというのが我々の考えでございますので、通路の修理とかトイレ部分の改修、これらについては努めていきたいというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 答弁は非常にうれしいんですが、そのための調査費なり計画というものが上がってないので、今部長のおっしゃってることが実現するなんてことは思ってないんですよ、今。あなたが、議員さんもそうなんですが、あそこへ行って買い物しようということでスッとあけて入って、毎日でも買い物しようかという気持ちになるんかどうか。非常に厳しい店舗 今の世の中見てきて、あのままで店舗経営すること自体が僕は不思議なんですよ。これで飯食えるんかと僕は聞いとるんです。

大体、配達なんですか。聞いてると。そのことから見たら、そこに絶えず出入りしてる人いうたら数は知れてるけども、改めてそこへ寄って、その道を通った人が車とめてでも入って買うかという雰囲気はどこにあるんやいうたら、前に何も書いてない。ショッピングセンターとも書いてない。そういうシステムというか仕組みになってないのかな。前の看板とかいろいろのありますね。

そういった意味では、あの汚れたら汚れっ放し、トイレはたまに直してるけども、トイレはトイレであれやし、管理人室はもうガラス割れたのを張ったりとか、あの形ではある一定の日に来たら幽霊屋敷みたいに見えるときあるんですね。あのままで商売やれというのが無理で、むしろ家賃ただでもええんと違うかと思うぐらいで、私は上げるどころか反対やでと。上げるんならそれだけの施設、設備をきちんと直してから、それだけの経費負担、応能応益ということで行われるというなら、それなりに借りてる人には、きちんと話したら僕はいけるとは思います。

上に住んでる人は、あそこが店であるがために、ゴキブリがごっつい上がってくる。いや、上がってくるんですよ。一番多いんですよ、棟の中では。それだけでもやっぱりある意味で辛抱してはるけども、きちんとしてないだけに、清潔感ないがために、古いがためにどこに何があるかわからんぐらゐの状態になってるということは、部長、あなたが一番よう知ってるんですわ。部長、せめてあと20日足らずの間でひとつぜひとも次の補正予

算に提言していただくと。

やっぱり店舗改修については十分我々考えていかなきゃならないと今答弁された形でやっていただくかどうかということをお願いしたいなと。だから、名称が変わった途端にほっといたと。国からいわゆる助成があるからやるんだとか、そんな単純な発想でやられるということは、責任ある行政の施策とは言えないんじゃないですか。そこ1点。

教育委員会の部長ね、あなたがおっしゃってることは、確かに私も理路整然として理解できるんですが、泉中校区内における児童がどれだけあって、どれだけ青少年センターに通われるとか、あるいはこんなありますがどうですか、施設はどうですかという調査などを行って、一定の意識調査などを学校も含めて行って、それに対するリードを果たしたのかどうか。果たさないままこれを行ったとしても、それに対する予算の裏づけがないまま行われていくと、あそこへ自転車で来るでしょう、多分子供のことやから。その交通路の問題も含めて考えなければならぬというもんが片一方にあるから、そういう点が配慮されて初めてそういった機能を果たすということできなきゃならないんですね。

それに対してまた、リーダーをされるそれぞれのボランティアの方がおられるし、先生方もおられるわけで、その方々が車で通ってはる人は車で来ると。それに対してやっぱり駐車場の確保もしてあげなきゃならないとか、そういう周辺施設整備をしながらやるということの意味でのこれを契機としてなされるというんなら、僕はこういった意味の条例というのはやっぱりきちんとすべきだなというように思うんですが、そういった点です。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。
都市整備部長（山内 洋君） 私の言ったことが守られないと、実現とは思っていないということでございますが、3月31日までは山内 洋のほかに都市整備部長はおりません。必ず議会で発言したことは引き継がれるということでございます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 青少年センターの泉中校区への周知方につきましては、児童・生徒

を通したり、ポスター掲示等を通したりで、かなり細かい周知方をやっております。

それから、御指摘の条件整備のことですけれども、指摘のとおり来館者等の駐車場ですら現況確保できていないという状況にあることも教育委員会として承知いたしております。その点につきましては、今後の課題として十分検討してまいりたいというふうに考えておりますし、現況の施設、設備、あるいは指導体制等につきましても、これから活動領域の広がりとともにソフト、ハードとも十分検討していく内容があるというふうな理解を持っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

2番（巴里英一君） いろいろと騒がしい話が出てきてますけれども、部長ね、部長今おっしゃったこと、間違いありません。宮本の改修の約束してますよ、前畑も含めて。あなたが言ったことは、私が部長である限り後に継ぐでしょうって、今までやっとして継がないものが何で継ぐと思うねん。数年間、これずっと計画立ててきたんでしょう。耐震でやった金をそっちへ回して、次の計画立てないまま これは金を多く入れるとか少ないとかいう話と違いますよ。

私が部長である限りと、そのぐらい見え切るんだったら、なぜそれなら宮本とかということこれ出てませんから余り言いませんけどね、これ答えのない話やから。それが何でできないんですか。そんな話はないですよ。これ言うと余計なことに入るから僕は言わないだけの話です。そういう答弁の仕方というのは間違ってますよ。自分がおる限りなんて、おる以前にあった話を実行せんとして、おる限り後の者がやるでしょうみたいな、そんな無責任な話あれへんがな。だれだってそれ言えますよ。これ、市長に聞けばいい話やけど、そこまでやるべき条例案じゃないですから。

ぜひとも教育委員会としては、本当に泉南市の未来を担う子供たちに人権の意識というものを、人権というものはいかに人の命を大事にするかというようなことを含めて、せめて最小でも泉中校区における子供たちや親御さんたちを含めて、社会形成をしていくんだという決意のもとに、それ

に見合う施設、設備の整備をきちんと状況把握していくという、こういうシステムのあり方というものをぜひともやってもらいたい。そういうことをお願いして終わります。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 成田君。

18番（成田政彦君） 8、9号に対する反対討論をします。

文字の削除、この同和という名前を削ることそのものは大きく前進してるものでありますが、しかしその裏づけとなる実態見直しについては、先ほど人権教育を青少年センターでやろうという同和事業を永続化させようという、こういうあらわれもあります。

私は今回の、例えば平成14年の予算を見ましても7,700万、全く変わっておりません。同和事業を推進しとる予算と比べますと、その時代と全く変わらない予算を使っております。職員は7人、そして嘱託1人、それからアルバイト賃金300万以上を使うなど、特定の地域に肥大化した事業には変わりありません。

一般地域に開放されとるといいますが、鳴一、鳴二の小学校と雄信、それから樽井の小学生の1年間の参加人数を見ても、実際は800対200ということで、これは全くお話になりません。実態を見るならば、同和事業をなくすといいつながら、ことしの予算を見ても、これは依然として続けられてる内容となっております。

それから、先ほどの店舗の問題であります。

店舗については、同和事業をなくすというならば、いわゆる店舗の使用料、このものを改定すべきであります。先ほど言いましたけど、一丘団地では大体近傍家賃でいきますと1平米2,400円です。地域のやつは1,000円ですから、どれだけ安いかわかると思います。

以上の点から見て、私どもは真に部落差別をなくす立場から見れば、この名前を変えるだけで中身が変わってないということに対して強く批判するものであります。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかに。 小山君。
3番（小山広明君） 一応賛成の立場で討論させていただきたいと思いますが、法律が変わったということで、その根拠法がなくなったことで変えるということは、これは技術的に当然かと思いません。しかし、この条例というものが従来の同和地域の青少年の自主的、民主的な諸活動と、こう位置づけられておるところを、いわゆる同和地域のものものを削除して、その後の青少年の自主的、民主的と、こういう内容に当たるものをそのまま残した提案であります。

この問題は、名前の変更ということでもありますけれども、長い間部落問題を国の責任として特別な法律をつくって努力をしてきたものが失効されるわけでありますので、当然これまでの同和事業の総括というものが積極的に行われなければならない性格を持っております。今の議論の中でも1つの店舗の現状を見ても、果たして国が予算を投じてやってきた同和事業が本当に実のあるものであったのかどうかは、そういう現場の実態から総括をしなければならぬと私は思うわけでありません。

そういう点で、市の行政においてもこのような条例の提案に当たっては、各関係機関との十分な協議と関係者や市民全体との協議の中でこの同和事業の総括に当たる作業をして、ここに出すべきではなかったでしょうか。こういう提案で、最初に言いましたようにその根拠法がなくなりましたから、そこを削除するというのはわかるわけでありますけれども、やはりこの問題が持っている内容における総括ということを本当に議論する中で、差別問題というものが少しずつ前進していくものだろうと私は思います。

そういう点でその提案の仕方についてはいささか賛成しかねるわけでありますけれども、今後そのような作業をすることを期待しまして、賛成の討論にさせていただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 議案8号と議案9号について賛成の立場で討論いたします。

ただ単に法が失効したから、名前を変えることのみですべてが変わるんだということの考え方を

私は一番懸念してるわけであります。もともと大事なものは、やっぱり未来を担う子供たちに対してどのような施策、政策が我が市として国・府をあわせて行っていくのかということがまず問われます。

そういった意味では、大きく立ちおくれた地域の子供たちの生育、育成をするために建てられたのが青少年センターであります。その結果、多くの子供たちがその恩恵を受けながら、留守家庭をお母さんやお父さんが厳しい中で、両親とも働く中で安心して預けられて、学童していただくということがこの機能として非常に大きな役割を果たしたのは事実であります。

さまざまな社会的変化が起こってきてまして、今月末をもって失効される法にこういった意味で条例が改正されると。先ほど討論の中では、教育委員会においてこれをもとに泉南中学校区を初めとし、なおかつできれば泉南市内全体に広げていきたいという答弁でありました。そうした考え方については賛成でありますけれども、現実にそのキャパシティ、状況、地域的なものを含めて、そういった全市的に果たして機能できるのかどうかというその問題が残ってますから、これをなおかつ反対するというのは、問題があるというふうに私は思います。

そうじゃなくして、こういった機能をむしろ強化されて、今厳しい失業社会、リストラ社会の中で、両親が共働きして子供を安心して任せられる施設、設備が少ない中、むしろ各地域にこういったものを広げていって、システムとして完成させていくという方向でのあり方が、実はこれを起点に私は広げていくということに期待と、大きな経費をかけて泉南市がすべき仕事であろうと思います。

そういった意味では先ほど申されておりましたようなキャパシティから駐車場あるいはボランティアも含めた活動家、あるいは指導員といえますか、そういう方々の育成、養成、そして保護者の了解、理解、子供たちのあそこへ通うといえますか、交通あるいはシステムのあり方、こういったところに対してやっぱり予算化をしてきちんとしていくべきじゃないかというふうに思うし、そう

いった方向でやると。ただ、今月予算ではないですけれども、やるということの答弁をいただきました。そういった意味では賛成であります。

9号については、これも先ほどお答えいただきましたように、随分古くなりました。今、改めてあそこの中へ店舗を構えてやろうかということの気概が沸くというような状況ではないことは事実であります。むしろ、市の指導性を発揮して、そういった商店の小商店ですね。あそこに集結させて、いわゆるスーパー的システムをつくり上げていくというリードの仕方をやっぱり考えていく。そのために一定の経費をかけてあそこに補・改修を行っていくという形であるべきだということに思いますし、部長が自信を持って、私は3月末までではあります、私が発言したことに対しては後を継ぐ方々がやるであろうということの言を信用して、信頼して、今後あそこだけじゃなしに、すべての面においてぜひとも実行いただきたいというふうに願うものであります。

そういった意味で、この議案がぜひとも同和問題という、同和という文字そのものが私たちが別に同和と言ったことでも何でもないわけで、これは行政用語でなされた用語であります。これは誤解のなきように。私たちの存在は、地域は私たち自身が被差別地域、被差別部落と自分たちで発言しております。同和地域と言うてるのは、あくまでも融和団体、事業団体というような政府がつけた名前と同じように、行政の施策を遂行するにおいて同和地域ということの行政用語として発生されたものであると。こういったことが消えることはどちらに評価すべきかという問題はあるにしても、これを契機に消えていくことのおそれと、そしてこれを新たに起点として発展させていくという1つの気概ということと相まって、これからの行政諸君の頑張りといえますか、市長を初めとする皆さん方の行政の人権に対する気構えあるいは推進に大きな期待をかけて、賛成といたします。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） 以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号から議案第9号までの2件に関し、順次採決いたします。

まず、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明13日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明13日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時49分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 堀 口 武 視

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣